

令和 6 年

# 第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 錄

第 3 日

令和 6 年 3 月 7 日

忠 岡 町 議 会

## 令和6年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和6年3月7日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

### 1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

### 1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
教育長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消防長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

### 1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席であります。会議は成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

（「午前10時00分」再開）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第1回忠岡町議会定例会議事日程（3日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

昨日に引き続き、日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

尾崎隆子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ただいま議長より発言の許可を頂きました大阪維新の会、尾崎孝子です。昨日、大阪維新の会の今奈良議員、前川議員からも令和6年度施政方針について一般質問がありました。2日目、大阪維新の会3人目として質問させていただきます。

まず、第1項目です。まず、こども課新設についてです。本年4月から住民皆様に質の高い行政サービスを提供するために、役場の組織機構の見直しが行われます。未来を見据えて子育て支援の一層の強化を図るため、これまで3つの課にわたっていた子ども関連の

事務を集約し、役場1階にこども課が新設されます。課としての今後の運用、運営をお教えください。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（北村　孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

新年度より新設することも課についてでございますが、まず業務内容としましては、こども園に関すること、障がい児に関すること、児童虐待に関すること、児童手当、児童扶養手当等に関することが主な業務となり、就学前の子ども・子育て関連の業務をまとめたものとしております。

今回の機構改革により、転入・転出、各種申請の際にも、1階のフロアで集約して手続きすることができる、メリットの1つと考えております。また、これまで他課にまたがっていた情報を集約することで、よりきめ細やかな子育て支援体制が構築できるものと考えております。

今後の運営でございますが、国のことども家庭庁の打ち出す施策に対応する部門としてだけではなく、今後ますます重要度の増す子ども・子育て関連施策を包括して推進していく部署として機能を発揮してまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

10番（尾崎　孝子議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎　孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。子どもの情報を一元化し、切れ目なく子育てを支援していただけるということです。令和5年6月議会にて一般質問させていただきました、窓口が幾つもあり、また子どものことで悩んでいる保護者がその都度同じ話をしないといけないという、たらい回し感があるということをお伝えさせていただきました。

また、担当課が2階、4階となり、移動がありました。1階のフロアにまとめていただけると保護者の負担が軽減するというお話もさせていただきました。今回の機構改革にて1階フロアにこども課が実現し、保護者の負担を軽減することができれば、本当に喜ばしいことだと思います。そして、4月からの機構改革をしっかりと住民の方々に発信、周知していただきますようお願い申し上げます。

併せて、登庁された際も一目見て分かるようにしていただき、子どもに関することは1階のこども課に聞けば分かると言われるぐらい定着をさせてください。よろしくお願ひいたします。答弁は結構です。

次、第2項目めに移らせていただきます。施政方針から第1の「子育てがしやすいまち、切れ目ない子育てが充実したまちづくり」から、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、子どもの様々な情報をまとめることができるサポートブックを本町でも紹介することですが、その内容の周知など今後の運用についてお教えください。お願ひいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

サポートブックは、乳幼児期から成人期までのライフステージを整理して伝えることができる1冊のシートになっております。運用方法は個人の使用する場面が異なると思われますが、その場面において相談相手に子どもの成長記録を詳しく伝えることができるようするもので、相談される側においても、そのサポートブック利用促進に向け理解を深めてまいりたいと考えております。

また、サポートブックの周知の方法としましては、母子健康手帳の交付時に配布しております妊娠・出産・育児の情報が記載された健やかガイドブックに掲載するとともに、忠岡町広報紙においても周知し、役場窓口で配布できるようにいたします。また、町ホームページでダウンロードできるように準備しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。9月議会にてサポートブックのことを質問させていただきました。9月の議会では、サポートブック自体は、地域福祉課、保健センター、教育みらい課の3つの課で、障がい児子育て連絡会をつくり、障がいなどの有無にかかわらず地域社会の参加、包容、インクルージョンの推進を考え、作成していましたが、課がまたがっていたため周知までは進んでいなかったというご答弁を頂きました。

今回、早速周知できるところまで先に進めていただけたということで、大変うれしく感じております。共生の観点で、対象が忠岡町の子育てをされる住民の方全てで、乳幼児期から成人期までの支援内容の情報、記録を基に、家族以外の関係する方々に一貫、継続した発達支援を伝えるためのサポートとなり、保護者も子どもも安心した毎日を過ごすことができるようになると思います。

保護者の方へ周知していただき、また実際に関わる園や学校の先生にも周知徹底していただきたく、活用していただきたいと思います。そこからこども課の窓口ではなく、サポートブックの存在をほかの課の職員にどのように周知されますでしょうか。よろしくお願

いいいたします。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

サポートブックの配布は、こども課を初め福祉課、保健センターで配布しますので、担当課に当たる窓口職員につきましては、研修会を通じて周知してまいります。また、他の部署の職員におかれましても同様に研修会を通じ周知してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

次、第3項目め、「安心して暮らせるまち、安全に暮らせるまちづくり」として、町営住宅についてお聞きします。

老朽化の進む町営住宅について、事業所に対してのヒアリングなどを実施し、入居者の安全・安心を基本に今後の在り方について検討してまいりますと記載されています。昨年、老朽化の進む町営住宅の入居者にアンケートを実施されておられますが、その後の進展、今の町営住宅についての状況をお教えください。

議長（北村 孝議員）

産業まちづくり部、村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しのとおり、今年度は入居者のアンケート及び事業者へのヒアリング調査などを実施いたしております。ヒアリング調査につきましては、昨年度の報告をさせていただいたものを基に、事業実現性を見据え、調査を実施させていただいております。今年度の事業報告につきましては、できるだけ早い段階で議員皆様にご報告させていただこうと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。またご報告いただけるということですね。

現在、町営住宅に住まわれている方は何名いらっしゃいますでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

現在、町営住宅にお住まいの方ですが、西団地に8軒、10名。東団地に10軒、13名。磯上団地は現在全て空き家となり、隣接する府中住宅の長屋に3軒、5名の方がお住まいです。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

現在、磯上の町営住宅団地は空き家ということで、住まわれている方がいらっしゃらないということですね。その空き家のある団地は、旧忠岡幼稚園跡、今は適応指導教室ソレイユの南側に、岸和田方面寄りになりますが、近隣には福祉センターや老朽化した文化会館などの施設もございます。忠岡小学校も近くにありますし、文教地区として何か再開発する予定などのお考えがございますでしょうか。今後の跡地活用についてお伺いいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

現在、町営住宅の在り方についての検討を実施いたしておりますが、跡地の利活用につきましては、今後、庁内全体で協議するものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。質問を3回いたしましたので、答弁は結構です。今後のための投げかけだけさせていただきます。

磯上町営住宅跡地に、私がずっと希望しています児童発達支援センターなどの福祉施設の設置はいかがでしょうか。また、町民の方の居場所づくりとして、子どもから高齢者の方々が集えるような福祉総合施設が必要だと思います。ぜひご検討いただけたらと思います。

次の質間に移らせていただきます。第4項目め、「安全に暮らせるまちづくり」、消防行政、救急業務についてお伺いしたいと思います。

心肺停止の状態で何もしないと、救命率は1分たつごとに約10%ずつ下がっていきます。AED（自動体外式除細動器）は、救急車が現場に到着するまでに非医療従事者である住民が使用した場合に、救命率や社会復帰率が数倍高くなります。忠岡町消防本部がA

AEDの利用・活用プロジェクト登録を昨年4月1日から実施しておられます。現在の設置状況と、これからのお住民への周知へのお図り、研修などの運用をお教えください。

消防本部（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

AEDの利活用プロジェクトは、令和5年4月1日より開始いたしました。忠岡町内の施設や事業所で設置されているAEDを忠岡町のホームページに掲載のAEDマップや広報紙等で広く住民に周知し、緊急時におけるAEDの利用を促進することで、住民の救命率、社会復帰率の向上を図る目的で実施しております。

現在は42事業所で43台を登録しており、住民に対しましてはホームページにおいて公開をしております。

また、AEDの使用に関しましては、住民が119番通報した場合、指令センターの通信員が現場付近で登録しているAEDがあれば、それを使用することを伝え、救急車が到着するまでにAEDを活用して早急に救命処置を実施することで、救命率の向上が期待できるものであります。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。忠岡町内に43台も設置されていて、設置場所も119番で教えていただけるということで安心しました。

では、一般住民に対するAEDの使用方法はどのように周知するのですか。また、そのような救命講習会は毎年受ける必要がありますか。

消防本部（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

住民に対しましては随時、救命講習会を実施しており、忠岡町に在住または在勤している方であれば、1名から受講が可能であり、救命講習会においてAEDの使用方法を習得していただいております。また、救命講習は3年ごとに受講することを推奨しております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁ありがとうございます。消防署で救命講習会を実施していただけるということで、また3年ごとということ、私自身、高齢者施設で講習を受けて10年以上たっていますので、また受けさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、救急車が到着する前にAEDと心臓マッサージ、胸骨圧迫を共に使えば、何もないよりも救命率が4倍に上がると言われています。救命には欠かせないAEDですが、倒れた人が女性だった場合、AEDの使用率が低いそうです。女性に対してAEDを使用する場合は衣服を脱がす必要があることから、抵抗を感じたり、AEDの使用を控える場合があると思われますが、どのような指導をされておられますか。

消防本部（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

AEDの使用につきましては、AEDパッドを直接患者の体に貼り付ける必要がございます。女性に対するAEDの使用は、場所によっては気を配らなければなりません。対応策といましましては、衣服を脱がさずに貼ることや、パットを貼つてから着ていた服で覆う等の対応を指導しております。

ただし、傷病者の救命には早急な活動が必要であることから、女性にAEDを使うのをためらうことなく、命を助けるために勇気を持って一步を踏み出すよう、救命講習会において指導を行っております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁ありがとうございます。講習会にて体験することは大切だと思います。体験、経験することにより、いざというとき動けます。まず、倒れた人を見つけた場合、早急に救急車を呼ぶのが大切です。心臓マッサージも救急車が到着するまで止めてはいけないそうです。心臓マッサージによって胸骨が折れてしまうのではとちゅうちょてしまいがちですが、骨は治ります。が、命は戻りません。経験や知識を持つことで救える命は増えますので、住民の方々に啓発のほど引き続きよろしくお願ひいたします。

第5項目めになります。質問の際に、令和6年能登半島地震により被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

本町の施政方針により「災害に強いまちづくり」、地震などの災害発生時における配慮を要する要支援者に対する支援を図るための避難体制を確保するため、福祉部局も参画し

た避難行動要支援者支援事業検討チームを昨年末に立ち上げたとのことです、昨日、二家本議員も質問されております。どのようなチームでしょうか。再度その運用、運営についてお教えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、平成26年から避難行動要支援者支援制度の下、個別避難計画の策定に取り組んでまいりました。これまで自治会が主体となって計画の策定がなされていましたが、自治会においては新たな担い手不足、またコロナウイルス感染症による要支援者宅への訪問の制限などにより、個別避難計画の策定が進んでおらず、現在に至っているところでございます。

また、国からは、個別避難計画の策定に当たっては福祉関係者の参画も重要との提言もあり、今般、福祉部局、忠岡町社会福祉協議会も参画した避難行動要支援者支援事業検討チームを立ち上げたところでございます。

今後、本町にあっては、個別避難計画の策定に向け、検討チームを中心に計画策定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁ありがとうございます。昨日、今奈良議員も言われていました、先日1月28日にふれあいホールでの防災講演会がございました。菅原先生のお話の中にもありましたが、まず何よりも安否確認が大切です。先立つものは名簿、まず名簿を作成すべきだと。

忠岡町では既に平成27年に避難行動要支援者名簿を作成されていました。実際、我が子も避難行動要支援者名簿に載せていただき、支援いただける方とのマッチング、対面をしたこともあります。そのときにも訓練として忠岡神社横のゲートボール場に足を運んだ経験もございます。それ以降、名簿の更新や訓練もなく、今に至っております。登録していただいたときから時間がたち、大きく環境が変わっているかと思われます。そのときに登録した名簿はどうなっておりますか、お教えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

名簿については、各地区が保管されており、状況に応じて活用されているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

能登半島地震では、一部ですが、名簿を使い、要支援者の安否確認が素早くできたというメリットを実感した地区もあったそうです。また、どんな要支援者が近所のどこにいるのか地域レベルで把握し、情報を更新しておくことが共助の場面で役立ちますので、ぜひ更新をよろしくお願ひいたします。

それから、避難訓練のことですが、先ほどの講演会の菅原先生のお話からもあります。また、議員の皆様もおっしゃっておられましたが、日頃からの訓練が重要だと思います。

令和6年1月11日の新聞の記事からですが、「紙一重で生死分かれるはかなさ」という投稿がありました。近隣の避難施設が把握できていたことで、人の流れに惑わされなかつた。避難施設には人々が集まつていて、それは避難訓練に参加していく中で知つたから、すぐに来れた。地域での防災活動の大切さが身にしみた。自分の住む土地がどんな場所で、隣に誰がいて、もしものときに何が求められるかを知ることで、生死の紙一重を分けることになるだろう、と示されておりました。

せっば詰まったときは避難訓練での体験が大切ですと伝えさせていただきます。皆さん、質問されておりますので、特に答弁は頂かなくて結構です。

次、第6項目に移らせていただきます。避難所運営についてです。今回の能登半島地震にて被害に遭われた関連のお話です。避難所業務を担う自治体職員自身が被災し、開設が遅れ、物資の調達が遅れる例がございました。避難所運営の食料の調達や高齢者のケアなど自治体が不慣れな分野は専門業者やボランティアなどに委ねる体制を平生からつくつておくなど、このような民間の力をもっと活用した避難所運営を目指すべき、官民連携が必要だと思います。本町ではいかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大規模災害発生時においては、職員も被災する可能性もありますが、発災当初の避難所の開設については職員が行うことを想定しており、時間の経過とともに最終的には地域の方に運営をお願いしたいと考えております。軌道に乗るまでは、ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティアや民間の力を借りる必要もあると考えているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。平生から準備しておくことが大切です。ぜひよろしくお願ひいたします。

また、先ほどの講演会の菅原先生のお話から、菅原先生の岩手県福住町の自治会執行部役員は、40名中23名が女性だそうです。避難所運営には女性の生活力が力になるそうです。いざというとき、女性のほうが知力、気力、気配り、行動力は、男性の体力より優れていると考えられます。できるだけ多くの女性に避難所運営の参加を自治体で進めていくていただけるよう働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大規模災害発生後の避難所運営については、避難所運営委員会が設置され、運営されることを想定していますが、女性専用の更衣室や授乳室の設置、女性による生理用品等の配布など女性目線に基づいたニーズの把握、対応の必要性から、委員会の中には女性が必ず参画いただき、避難所の運営に携わっていただきたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。なかなか女性は自分から手を挙げるのには控えがちになってしまいます。忠岡町にもご協力をお願いできる方がたくさんいらっしゃると思います。そういう方にぜひ関わっていただけるよう、日頃から協力いただけますよう私も声をかけてまいります。皆さんもぜひ声かけをしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それから、1月19日の新聞の記事からですが、石川県は災害時に段ボールベッドを提供してもらうという協定を名古屋市の業界団体と結んでいたそうです。ですが、輪島市や珠洲市など被害の大きい6市町の指定避難所248か所には、発生から1週間たってもその団体から供給がなかったそうです。団体は、県の依頼で発送する取り決め、県は国に依頼したと協定どおり進まず、最近になってからようやく国から団体に要請があり、届き始めたそうです。肝心なときに届かなかったという例です。

また、2016年の熊本地震では、熊本県内の災害関連死が218人に達し、直接死50人の4倍以上に上りました。関連死の8割近くは70歳以上でした。福祉避難所は介護が必要な高齢者や障がい者、災害弱者の命を最前線で守る役割を果たします。福祉避難所

は、各自治体が災害時のニーズを想定し、民間の高齢者福祉施設などとあらかじめ協定を結んでいます。その福祉避難所の開設が能登半島地震では1月17日時点、計画上の開設の2割強にとどまっていたそうです。深刻な施設被害や断水、人手不足などが背景にあったそうですが、石川県の7市町で最大は86か所開設するはずでしたが、17日時点では20か所だけ。珠洲市では7か所準備していましたが、福祉避難所が1つも開設できなかったそうです。

本町には当てはまらないと思いますが、能登半島地震で起きたことを教訓にし、協定先からの物資の遅延や福祉避難所が1つも開設されないことのないよう、今できることをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害協定を締結している事業者に対しては、必要に応じ物資の提供を依頼してまいりたいと思います。また、福祉避難所については、本町保健センターも福祉避難所と指定しているところでございます。また、適切なタイミングで開設をお願いしたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

協定締結、事業者への依頼、そして引き続き福祉避難所のことも前向きに考えていっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に参ります。第7項目め、施政方針より「健康に暮らせるまち、健康づくりを推進するまちづくり」について、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてです。令和5年5月に第2類から第5類感染症となり、季節型インフルエンザと同等になりました。ワクチン接種は今年度3月31日で全額公費による特例臨時接種は終了となります。令和6年からは高齢者を対象にした定期接種となる予定ですが、どのような形で進めていくご予定ですか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

令和6年4月1日以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時

接種から季節性インフルエンザと同様のB型類疾病の定期接種に位置づけられ、65歳以上の方及び60歳から64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害がある方などを対象に、新型コロナの重症化予防を目的として、秋・冬に自治体による定期接種が行われます。費用は原則有料となります。接種を受ける努力義務や、自治体からの接種勧奨の規定はありません。

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種を希望される方には、任意接種として時期を問わず全額自費で接種を受けていただくことになっております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。ワクチン接種は、今は各自ご自身の判断だと思います。先日、コロナを振り返っての薬剤師会の勉強会がありました。未接種の方の入院が多くなったと聞きました。高齢者の方や高血圧、糖尿病、その他の既往歴のある方には、接種することで重症化を防げることができます。また進めていくいただくよう、よろしくお願ひいたします。

令和3年、新型コロナワクチン接種が始まった頃、第1回目の接種の予約をする際に電話がつながらなくて、涙目になっていた高齢者の方がおられましたが、その後、2回目、3回目となると専門の電話回線ができ、電話での申込みも丁寧に対応され、またLINEでの集団接種の申込みができました。空き状況も分かり、大変便利でした。私自身、コロナウイルスワクチン接種の申込みのときに、忠岡町の公式LINEを登録いたしました。今も特定健診やがん検診などの空き状況が分かり、とても便利です。引き続きLINEでの発信をよろしくお願ひします。また、ほかのSNSでの情報発信もできるならば、イベント情報も前川議員もおっしゃっておりましたので、していただけますよう、よろしくお願ひいたします。

それから、集団接種の際も大変ご苦労があったそうですね。医療従事者の方から、他市とは違っていて忠岡町の職員さんはチームワークも良く、本当に親切で助かったという声がありました。具体的には薬剤師の方からです。副反応があった場合に、救急搬送するために消防署の方も同じ部屋で待機されており、親切に手伝っていただき、感謝していると聞きました。集団接種の際、設営、準備が大変だったと思います。コロナ禍で本当に大変だったと思います。大変お世話になりました。感謝申し上げます。

次に、第8項目、最後の項目となります。施政方針より「健康に暮らせるまちづくり、誰もが暮らしやすいまちづくり」、地域包括ケアシステムについて、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防の一体的な事業、地域の集いに出向いての講座の開催や血圧などの測定、健康への相談支援などです。人生100年時代を見据えた取組として、今後の展望をお教えください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

人生100年時代を見据え、本町では在宅で自立した生活が送れる高齢者の増加を目標に、疾病予防、重症化予防を目的とした保健事業と高齢者の身近な場所で健康づくり等を行う介護予防を一体的に取り組むことで、健康寿命の延伸を目指しており、その中でもフレイル予防に着目しております。

今年度におきましては、健診も医療も受けておらず、要介護認定等も受けていない健康状態の不明な方を対象に、訪問、架電による声かけを行い、健康状態の把握に努めました。

その中で、栄養に対する助言を行う場面が多く見られたため、来年度は栄養改善が必要な方に栄養教室の呼びかけを行います。また、今年度と同様に各集会所等に出向き、健康教室や広域健康相談などを開催する予定でございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。フレイル予防、人は年を取るとだんだんと体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも、手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と言います。健康と要介護の中間状態です。早期の予防が大切だと言われています。

4つの柱があります。1つ目が食事です。栄養のバランスが行き届いた食事。2つ目、健康的な口腔機能、歯の口周りのことです。自分でかみしめるということがとても大切になります。そして、清潔にしておくということです。3つ目が運動です。4つ目はつながりです。皆さんと触れ合うということ、お話をするということがとても大切になると思います。栄養教室などや健康教室を行い、健康相談をされるということで、フレイル予防にとって良い取組を考えられていると思います。

先日も下の1階で、玄関のところでフレイル予防で握力を測るという検査をしてもらっていたと思います。そういう形で住民の方にフレイルということに携わっていただくよう、啓発をまた続けていっていただきたいと思います。

それから、在宅で自立した生活が送れる高齢者の増加ということも目標にされています。高齢者の方は、膝や腰が悪く、一度床に腰をおろしてしまうと自力で立ち上がることが困難です。椅子の生活になっているかと思います。避難所でもきっと体育館が多いと思います。避難されたときには床に座ることになると思います。自立していた人がいつ何ど

き介護してもらう立場になるかもしれません。

実際、私の母ですが、両膝に人工関節が入っております。人工関節で膝を曲げることができず、突っ張ることもできません。以前、熱を出し倒れたとき、自力で立ち上がることができませんでした。姉と私の2人がかりで何とか起こしましたが、2人とも腰に負担がかかり、とても大変でした。介助者が倒れるとともに当事者も倒れてしまうことになります。

そこで、在宅で自立した生活を送っていくには、事業者のみならず家族の介護力も必要であると考えております。しかしながら、私のように介護の知識がなく、介護することは腰を痛めることなどのけがにつながると思います。そこで、町のほうで介護の仕方講習会などを開催していただくことは可能でしょうか。お聞かせください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

日常生活における食事、入浴、移動、排泄時など介護する場面は多く、介護者がその介護中にけがをするといったケースもあるところです。今回、議員仰せの介護の仕方講習会の開催につきましては、介護事業者の協力を得て、講習会などの場の提供ができるよう調整してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございました。ぜひ介護の仕方講習会を開いていただけたらと思います。それから、町民の方々に幸せを実感してもらえる町政運営を今年度もよろしくお願ひいたします。

これで令和6年度の施政方針に関する私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野です。ただいまより町長の施政方針を受けて的一般質問をさせていただきます。

まず初めに、産廃焼却施設誘致についてであります。新たな廃棄物処理施設である（仮称）地域エネルギーセンター、つまり産廃焼却施設の設計及び許認可の取得などに向けた実施協定を締結し、事業者と協議を進めていく、そういう計画に町長の施政方針には言わわれております。

そこで、1番の質問です。現在のクリーンセンターを今月3月末で休止をし、来月4月からは三重県伊賀市まで、9年間、一般家庭ごみを運んで処理をする。そして、民間の巨大な産業廃棄物を焼く焼却炉を誘致する。この計画をどれだけの住民が知らされているのか。知っているのか。実施協定に向けて事業者と協議を進めていく前に、最も住民に理解を得たかということが大切ではないかというふうに思います。それについて、担当課より答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ご質問の答弁をさせていただきます。

実施協定に進める前に住民に理解を得たかと思っているのかというご質問につきまして、令和5年1月20日に（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結について議決を頂き、2月8日に事業の基本方針及び事業の円滑な実施に向けた連携、協力事項等を定めるため、基本協定を締結いたしました。

基本協定に至る経過につきましては、これまでも答弁をさせていただいておりますが、行政計画として必要な手順を踏んで進めてまいりましたので、忠岡町全体として一定の理解は得ているものと考えております。

また、実施協定は事業の推進に必要な事項を定めるものであり、協定締結後にごみ処理施設調査特別委員会に報告をさせていただくとともに、適切に情報を公開し、住民の皆様に理解していただくように努めてまいりたいと考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

まず、その行政計画の必要な手順、これは踏まえてきたということありますけれども、住民向けにはたった一度、地域を回っての説明会と、町が数回のお知らせ、それだけでは全く住民は分かりません。そして、名称は地域エネルギーセンターでありますから、非常に分かりにくい。これでは産廃隠しだと言われても仕方がないのではないでしょうか。毎日200トンのごみを焼く。その中身は、住民が家庭から出す一般家庭ごみ、わずか20トン。そして、町外から集めてきた産業廃棄物のごみは180トンと、これを燃やすんです。そのように住民がすぐ分かる、ありのままを書いて知らせる、それが必要ではないかというふうに思います。それでないと住民は全く分かりません。

昨年、先ほども部長おっしゃいましたように、昨年、2023年の2月に基本協定の議案が提出され、共産党以外の議員の賛成で可決をされてしまいました。しかし、議会の中でこのように合意、賛成多数で得たとしても、そもそも町からの情報発信がほとんどない中で、住民が理解をすることも、ですから合意をすることもないと言わざるを得ません。では、理解を得たという、十分に説明をしてきたという町の答弁、これまでございました。それでは、理解を得たという根拠は何か、それについて答弁お願ひいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

住民理解につきましては、これまで答弁をさせていただいておりますが、令和6年4月以降のごみ処理方式について忠岡町としての意思決定を行うに当たり、廃棄物処理基礎調査において調査研究を行い、議会への説明、廃棄物減量等推進審議会専門部会での審議、議員は一度とおっしゃいましたけども、住民説明会は2回に分かれて実施をしております。その住民説明会。ホームページや情報コーナーにおいて情報提供を行った後に、本町議会で議決を得て、本事業に係る基本協定を締結したわけでございます。そして、その後、事業が進捗してございます。

住民理解という点につきましては、議事機関である議会において本事業の基本協定を締結する議決を頂いたことは、これまでの住民説明等を通して住民理解を頂いた結果であるというふうに認識をしているところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

まず1つ目は、説明会ですね。2回されたということでありましたが、1回目はふれあ

いホール、この説明会でありましたね。ですので、やはり地域に入っての説明会、それは1回だけです。それは言わせていただきます。

そして、審議会や、そして議会の中での基本協定を結ぶに当たって、議員への賛否を取って可決されたということありますけれども、私たち、私たちと言うたらほかの議員さんはどうか分かりませんけれども、私でもその町民の方にですね、この産廃焼却施設が建つということは、説明は一定回っていますが、全住民にお知らせしたということにはなっていないです。ですので、やはり住民は知らないと、そういった方がたくさんいらっしゃるということは言わせていただきます。

220トンの産廃焼却炉を町が誘致しようとしていること、これが分かったとしても、理解ですね、理解をしたとしても、それは理解であって、分かったということであって、合意につながる、合意を得たということにはなりません。行政としてですね、住民に説明責任もこれでは果たしていないのではないかというふうに考えます。

実施協定、町長の施政方針にも、令和6年度、新年度は実施協定に向けて進むということは言われております。あまりにも住民の声を聞かない、そういった姿勢でこの実施協定に進んでいいのかということあります。住民合意がないまま進める、これは行政としての立場、そういったことでこれは良いのか。ほんとにこれはそれでもいいんだというふうに考えておられるのか、それはイエスかノーかでお答えしていただきたいというふうに思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

イエスかノーかということでございますけども、これまで必要な手順を踏んでこの事業は進めておりますので、今後も変わらずに必要な手順を踏んで、今後の実施協定、また事業の進捗につきましても進めてまいりたいというふうに思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

住民が分からぬまま、ずっとこの計画を進めていくと、そういったお考えでありますけれども、やはり本町はね、やっぱり住民自治を大切にすると、そういったことが大事であるというふうに思います。やはり行政の本来の在り方としては、合意を得たという根拠もないということありますので、やはりそれを根拠を得るということであれば、やはり

住民投票しかないのでないかというふうに私は思います。

そこで、2つ目の質問に移ります。基本協定では細かいことが明らかにならなかったことが、具体的に決める実施協定をこの令和6年度から段階的に入っていくと。例えば、環境アセスや、現在稼働しているクリーンセンターの解体に向けた調査や新施設の整備に向けた設計など、そういったものを協議していくというご説明がありました。

ごみ処理調査特別委員会の中でも、是枝議員からの指摘もございました。事後報告ではなく、バーンと決まったというて一括に出すのではなく、1つずつ協議の内容を説明していただいて、意見も言えると、そういったことは設けていただきたいというふうに思います。

我が党は、産廃施設焼却炉の誘致には反対の立場ではありますが、このように具体化されていく今後の実施協定の内容、これについてはやはり住民に情報を公開していく、これは当たり前のことだというふうに思いますが、されていくのでしょうか。いかがですか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

新施設の実施協定でございますけども、これにつきましては複数の段階に分かれるものというふうに考えております。次年度からはですね、新施設の基本的な設計、環境アセスメント、その他、許認可の取得に向けての事業を進めていくことになります。それに係る費用負担や責任分担を定めた実施協定につきまして、次年度の早い時期に締結に向けた協議を行っていくものと考えております。

この実施協定につきましては、こうした手順を定めるものでありますて、例えば具体的に何を燃やすとか、そういうところではなくて、いわゆる契約に近いようなものになるかというふうに考えております。こうしたところをですね、作業としてはこちらのほうで進めさせていただいて、今までどおり議会が開かれる都度、調査特別委員会を開催させてもいただきますし、またこうした何か決めなければいけない機会がありましたら、それはまたこうした機会を設けてまた説明をさせていただきたいと思っております。

こうしたところで、そのまた協議をして決まりました内容につきましては、必要な情報提供、公開は行っていくつもりをしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今までどおりでは困ります。やはり住民への説明が大変不足しているということは指摘させていただいているので、今までどおりでは困るということあります。

忠岡町での産廃焼却施設の計画、これは一度立ち止まって、住民としっかり話し合ってほしいという署名活動をされた方々からは、町内に入ってですね、お家の中を訪ねてみても、そんな計画があるということ自体、知らないという住民が非常に多かったと、こういった状況であります。

忠岡町は、それは住民に知らそうとしていない。産廃隠しで進めようとしている。これから実施協定を進めるに当たって、どんな産廃ごみを燃やすのか。それは今回、段階を踏んでいって実施協定を結ぶということでありますので、何を燃やすかということまではいかないというご答弁がありましたけれども、どんなものが燃やされるのか、そういう不安の声もあるわけです。

そういうこともこれから明らかになっていくんでしょうが、そういう協議の内容は、やはり住民にボンとお知らせするのではなく、情報の公開ですね。こういうことが決まったと。段階的に決まっていくんでしょうねけれども、そういう情報の公開、お知らせをするということをされていくのでしょうか。議会向けにはされるというふうにお聞きしておりますが、住民向けにはいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員の今のお話ですと、何を燃やすかということですから、かなり事業が進んだ段階のことをおっしゃっておられるかとは思うんですが、当初からこの事業スキームの中にですね、現地で焼却するもの、その品目につきましては、あらかじめ本町と協議をして、本町が認めたもののみ焼却をするというような事業スキームになってございますので、その段階では当然ながら議員の皆様、また住民の皆様に事前にお知らせする機会があるかと思います。

今回の実施協定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、これから作業手順であったりとか費用負担について定めるものであります、これは予定どおり肃々と進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

議会の中で特別委員会もあります。その中で議員に説明したからよいと、そういういたものではなくて、やっぱりこういった協議がされていると。これは本当に住民生活に密接したことありますから、そこはきちんと知らせるということをお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。加齢性難聴に対する補聴器購入の助成についてあります。町長の施政方針で加齢性難聴に対する補聴器購入に助成を行ってまいりますと、やつとこれが実現したと非常にうれしく思っています。担当課のほうも努力していただいて、ありがとうございます。

しかしながらですね、この中身、これをお聞きすると、対象は65歳以上で、非課税世帯のみということあります。ですから、介護保険と一緒に、世帯で見ると。本人が住民税非課税であっても世帯で見るので、外れる方は多くいらっしゃるというふうに思います。そして、わずか予算は50万円しか組んでおられません。これまでもね、お隣の泉大津市の例も出しました。泉大津市は50歳以上で、課税世帯にも4分の1の補助。忠岡町と一緒に上限5万円ですが、4分の1の補助をするということでありますので、非常にこれ、対象者絞ってしまって、どれぐらいの方が利用できるのか。やはり対象者を広げるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、令和6年度当初予算において加齢性難聴に対しましての補聴器購入助成制度の実施に向けた上程をしております。

対象者は、今、議員申されましたように、当該補助制度を実施している市町の要件を参考に、65歳以上の非課税世帯、または生活保護世帯に属する方で、両耳の聴力が40デシベル以上、かつ医師に長期の装用が必要と認められた方を想定しております。

対象者の拡充につきましては、予算が可決され、制度が実施できることとなりましたら、本町を初め既に実施されている市町の申請状況や助成によるフレイル予防等への効果を調査してまいりますが、現時点では拡充については考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

拡充を考えていなかったといった、今お答えがありました。何も周りの市町村に合わすことはないと思うんです。やっぱり進んでいる自治体があれば、そこを参考にして、やはり高齢者で耳が聞こえにくいということで、人が寄る、そういった集会にも行けないと、聞き取れないから行けないと。そういうことで、やはりこれが引き籠もりにもつながるし、認知症にもつながるのではないかというふうに思います。

わずか50万円の予算。これ、倍にして100万円予算を組めば、非課税世帯だけではなくて課税世帯の方も対象になるということと、あと世帯で見るんではなくてね、本人が非課税世帯ならば対象にすると、それはやはり必要ではないかというふうに思います。再度、部長より答弁をお願いいたします。いかがですか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

泉大津市は今年度途中から開始で、その実績等について確認させていただきますが、現時点では本町で事業開始もされておりませんので、まずは予定どおり事業が開始されるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

部長はね、健康福祉部長ということで、介護保険のほうもやはり網羅されていると思います。そして、介護保険のところも課長時代はずつといらっしゃいましたので、どのような方が介護に使わないといけないと、進んでいくと、そういうこともご存じだというふうに思いますのでね、ぜひこれは拡充をお願いしたいというふうに要望して、次の質問に参ります。

防災対策あります。能登半島地震で犠牲になった方が241人、死亡原因の8割が家屋の倒壊や家具などの転倒による圧死だということです。まずは、お亡くなりになつた方への哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧、復興を願っております。

そこで、この防災対策ですが、本町、耐震化、これについて耐震化の補助を出しておられます。なかなかこれが実績として進まないということです。今まで以上の対策が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田産業まちづくり部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

能登半島地震でお亡くなりになられた原因の多くが、家屋の倒壊と言われております。能登地方は昔ながらの古い町並みが並ぶ観光地として有名であり、耐震改修が遅れていたのが原因とも聞き及んでおります。

本町といたしましては、いつ来るか分からぬ南海トラフ地震に備え、毎年、耐震補助をさせていただいており、広報紙やホームページに掲載し周知させていただいております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この質問をするに当たって、担当課よりいろいろとお聞きいたしました。本町の耐震補助制度は、平成21年7月1日施行ということで、補助制度が始まっております。そして、平成26年4月1日施行で金額を引き上げられました。金額は70万円から80万円の上限で、これは課税世帯ですが、次に非課税世帯が90万円から、いろいろ条件があるんでしょうが、100万円ということで、56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造の住宅ということが対象になっておりますが、実績はですね、令和元年は5軒、そして令和2年度が1軒、令和3年度は0軒、令和4年度が1軒で、令和5年度はまた0軒と、5年間の実績でわずか7軒なんですよ。

ですから、やはりせっかく耐震補助していただいているけれども、使えない、使っていないといった方が多いということあります。

耐震診断ね、これについては5万円の中で5,000円だけ負担すれば耐震診断をしていただけますけれども、耐震診断をして、やはり工事が必要だと言われても、なかなか高額になるので、そこまで足が出せないといった方が多いというふうに聞いています。

しかし、この5年間の実績でたった7軒、せっかくあるのに7軒しかないということで、この軒数を増やすには、やはり耐震補助の金額の引上げ、これが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員仰せの耐震改修の補助金額の引上げにつきましては、大阪府や他市町村の動向を注

視してまいりたいと考えております。まずは耐震診断を受けていただき、その結果を基に改修するか建て替えるかを検討していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

耐震診断は5,000円でできますので、これはやりやすいというふうに思うんですけども、やはり昭和56年以前と申しますと、ほとんど耐震診断をしたら耐震補強が必要だというふうに言われるというのが多いというふうに思うんです。ですから、もう言われたら、またその家で住むというのが不安になりますのでね、耐震診断も受けないといったご家庭もあるというふうに聞いています。

それで、先ほども申しましたけれども、耐震診断を受けても工事はやはり200万、300万というふうに、手をつけていたらそういうふうになるんでしょうね。ですので、やはり少しでも金額を引き上げて軒数を増やすというのが大事だというふうに思います。

また、若干安いシェルターですか、家の中の1室だけ耐震補強するという工法、それでしたら100万程度でできるというふうに聞いております。ですので、やはりこの元旦に発生しました能登半島地震、これの教訓を生かすためにもね、やっぱり補助金の増額、これを検討するべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。もう一度答弁お願いしたいと思います。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

繰り返しの答弁となりますが、耐震改修の補助金額の引上げにつきましては、大阪府や他市町村の動向を注視してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この今回の地震ではですね、在宅被害者が4,500人以上、そして今も1万4,000人以上の方々が避難所で過ごすと、そういった状況でありますので、やはり防災の観点

からも、住宅の補強、これは今、この教訓として必要だというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

では、次に移ります。町営住宅についてであります。

今回、町長の施政方針の中でも町営住宅の今後の在り方について述べられております。昨年、産業建築課より町営住宅基礎調査と町営住宅の今後の在り方についての説明がございました。町営住宅は築60年以上経過しており、老朽化も進み、大きな地震が起きたとき倒壊などの危険性が心配されるということが書かれておりました。やはり町がね、町営住宅でありますからやっぱり町の責任ということで、そこは大変心配されているということが分かります。

そこで、1つ目の質問です。町は入居者の方々にアンケート調査をされるという説明がありました。どういった結果であったのか、説明をお願いいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しのとおり、入居者へのアンケート調査を訪問にて丁寧に実施させていただきました。結果といたしましては、やはり家賃の値上がりを心配する声が多かったという状況でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

行っていただいたアンケート調査、これについては一方的に郵送だけではなく、一軒一軒丁寧に訪ねていって、入居者の声も聞いていただいたということはお聞きしております。やはり今ね、町営住宅、お家賃も安いところで入っておられますので、その建て替え、どういった青写真を組んでおられるのか、これはまだ分かりませんけれども、引っ越しとなると、次の住居、家賃の値上がりと、そういう心配の声があったということあります。

そこで、そういう声、それからほかのいろんな要求もあったというふうに思いますが、せっかくアンケートも取られたので、今後その声、どう反映されるかについてお答えをお願いしたいというふうに思います。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員ご承知のとおり、町営住宅は高齢な方がほとんどでございます。足の不自由な方もいらっしゃることから、できるだけ階段の昇り降りが少ないような方法を検討している状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

やはり町営住宅、築60年以上たっているということで、ずっとお住まいの方、かなり高齢化していると、そのことは私も分かっておりますけども、やっぱり足の不自由な方もいらっしゃるというご答弁でありましたので、なかなかね、新しい住居、どうお考えになっているのか分かりませんけれども、そういった方々も住みやすい住居、それもお考え、これから検討されるということではないかというふうに思います。

それで、その頂いた資料に、今言いましたように、現在入居されている方が安全に暮らすことのできる住宅の確保について課題だというふうに書かれております。長年住み続けておられる入居者、約21軒というふうにお聞きしておりますが、それらの方々が不安のないように、どういった要求があるか、このことについてちゃんと反映をしていただく。そして、計画も練っていただくと、そういったことが必要だというふうに思いますが、担当部長、どうお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

アンケートの中には、引っ越しなどに不安を抱えてる方もいらっしゃるということでございます。このことから移動は最小限の回数で行っていただけるよう計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

十分に入居者の方の声、要求を考えて反映していただきたいというふうに思います。

で、この町営住宅の2つ目の質問でございます。町営住宅は点在しているということもあります、災害時に備えてですね、防災公園というのもこれ1つの考え方で、必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

現在は、今住まわれている方の安心・安全を第一に考えて事業を検討している状況でございます。跡地利用につきましては、町全体で協議していくものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

先ほど能登半島の地震でも言いましたように、在宅避難の方が4,500人以上で、今も1万4,000人以上の方が避難所生活を送っておられるということで、大変な生活を送っていらっしゃるというふうに思います。災害で家に住めなくなった住民の方々に、住宅の確保が必要になりますけれども、防災公園、こういったことで整備をするとですね、そこに仮設住宅、こういったことを建てることもできます。有効活用ができるのではないかというふうに思います。

地震などが発生したら家が倒壊して、住むところがなくなってしまうということは大変な、体力的にも、そして精神的にも大変なことだというふうに思います。取りあえず住む場所、仮設住宅というものが必要になってくるのではないかというふうに思います。防災公園として整備をしておけば、そういった対応もできるというふうに思います。これね、利活用、すごく防災公園だとそういったこともできるというふうに思いますので、部長、これはぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

繰り返しの答弁となります、跡地利用につきましては、どういったものが住民の皆様

にとって一番最適となるのかということにつきましては、町全体で協議していくものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

より良い設計をしていただきて、住民にとって一番要求に沿った、そういう計画を今後進めていっていかれるのではありますから、今住んでおられる方のこともそうですし、跡地利用のことも考えていって、検討していただきたいというふうに思います。

では、最後の質問です。福祉バスについてです。これね、広報にもありましたけれども、2市1町の広域連携ということで、福祉バスが泉大津市のふれあいバスと高石市のらくらく号、こういった呼び名なんですね、これを相互利用が可能になったというふうにお知らせがありました。

ただ、忠岡町と泉大津、高石の住民が、それぞれの福祉バスを利用することができるようになって非常にいいというふうには思いますけれどもですね、ただ、福祉バス、これは今まで要求してまいりましたけれども、使い勝手が悪いと。それでも利用されてる住民はいらっしゃいますけれども、使い勝手が悪い。やはり増便の必要もあるし、それから土曜日の運行も必要だというふうに思います。

それで、せっかくこの2市1町の広域連携で他市の福祉バスが乗れるということでありますけれども、このバスに乗るための連携ね、それができないというふうに思います。やはり忠岡町は、東西に伸びて長細い地域でありますけれども、やはり横ね、横は南北ですか、南北の運行がないということで、今までやはり横の南北の交通機関ね、これが要るというふうには言わせてもらっています。

ですので、せっかくね、この福祉バスが相互利用になっていてもですね、この泉大津市、高石市のこの福祉バスに乗ろうとしたら、結局は電車に乗らんといけないということありますのでね、やはり忠岡町の福祉バスを泉大津の福祉バスにつなげると、そういう案というか、そういう計画をぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ご質問の増便であるとか土曜日の運行に関しましては、経費が拡大することから他の事

業との兼ね合いもあり、難しいところでございます。

また、2市1町広域連携での福祉バスの南北の接続ですが、他市町への乗り入れにつきましては、公共交通との競合の問題や、福祉施策を越えた交通施策としての検討も必要ですでの、交通担当課とも連携しながら利用者の利便性が増すようなルートや運行になるよう引き続き検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

福祉バスのこの増便ね、土曜日の増便であったりとか、あと2台走らすということが、やはりこれ住民が使いやすい、利便性のある福祉バスになるというふうに思っています。予算は大体500万ぐらいかなというふうに前にお聞きしたことがあるんですけども、せっかくこの広報で利用可能になったと宣伝をされているのですから、泉大津市にもつなげる、そういういった福祉バスでないと、やはり利用が増えるということはないというふうに思います。

そして、その公共交通との兼ね合いということは、南海線、この電車との協議も要るのかということで、そんなに難しいことになるのかなというふうには単純に私は思うんですけども、やはり利便性の良い、そういうバスにしていただきたい。やっぱり泉大津にもつなげれるバス。そうでないと、この福祉バスを利用するには、そんな多くの住民は使わないというふうに思います。これ、もう一度ご答弁、最後にお願いしたいというふうに思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

移動支援の重要性は十分認識しておりますので、ご利用者さんの利便性が増すようなルートや運行になるよう引き続き検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。13時から再開をいたします。

（「午前11時20分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

なお、答弁者の方々の声が少し若干小さいようなので、聞き取りにくいというお声もございます。それと、マイクの位置も調整しながらですね、答弁していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

呈祥会の河瀬でございます。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。しっかりと質問させていただきたいと思いますので、答弁のほうもしっかりと、大きな声でよろしくお願いしたいと思います。

まず、切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりということで、就学前教育・保育について質問させていただきます。

私も子どもや孫がおりましてですね、忠岡町の就学前教育の取組については関心を持って見ておりますが、実際、住民の方からもこども園など就学前教育・保育についての相談や問合せ等を受けることがあるのですが、住民の方も非常に関心を持っておられると常日頃感じているところであります。

そして、忠岡幼稚園と忠岡保育所をこども園として整備していくことからスタートした本町の就学前教育・保育の充実、一体化についての取組は将来の本町のまちづくりを担う人材を育てるにもつながり、町として持続可能なまちづくりを行っていくためにも、子育て支援の充実と、子どもたちに質の高い教育・保育を提供し、就学前に培った力を小学校入学後も生かしていくような取組をきっちりと行っていくことで、就学前から義務

教育期間9年間を通じた育成、人づくりは、人口減少社会の自治体間競争の中においてもインセンティブとなり、魅力あるまちづくりの1つになるのではと、私もこれまでの取組や東忠岡こども園の整備については大変楽しみにしておりました。

令和3年6月議会において、整備中の東忠岡こども園や、町立として初めて設置される子育て支援センターなどですね、本町の就学前教育・保育の取組について一般質問させていただきましたが、その際、幼稚園、保育所を一体化した認定こども園を整備することで、保護者の就労状況に関係なく入園でき、遊びを通じて育ち合い、学び合い、仲間づくりの面など、それぞれの年齢に応じた適切な規模での教育・保育ができる環境の整備や、乳幼児期の発達段階を押さえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続の観点などから、新たなカリキュラムなどを検討していく旨の答弁がありました。

私もその答弁内容に同じような思いと期待をしておりました。ようやく東忠岡こども園の整備が終わり、本年4月から本格的なスタートと思っておりましたが、昨年の12月議会で、就学前の所管が教育委員会から町長部局のこども課に移管されることでした。

質の高い教育・保育の提供ということで、これは決して早期教育ではなく、生きていくために必要な土台となる力を養っていくことであり、また、この後質問します義務教育との連続性ということながらも、今回構築、改革により就学前教育・保育についての所管が教育委員会からこども課に移りますが、これまでの町教育委員会の方針等に大きな変更があったのか、また新設されるこども課の所管業務ですね。職員体制についてはどのような体制等になるのか、お示し願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

新設されるこども課を福祉部局に配置した理由といったしましては、町より教育委員会の方針が変更になったというものではなく、新設するこども課の所掌事務のうち、こども園の幼児教育に係る部分以外は福祉部局であったこと、また障がい児事務、児童虐待等は福祉部局と密接に関わる事務であることから、健康福祉部に配置したものでございまして、混乱することなくスムーズに移行が可能であると判断したものでございます。

子育て支援は本町の重点項目でございますので、停滞することがないよう職員体制も考えてまいりたいと思います。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

その辺のところはよく分かっておるつもりなんですが、特にこれまでの方針が変更になったということではないということですので、引き続きこれまでどおり取り組んでいっていただきたいと思いますが、もちろん所管が引き続きこれまでとおり取り組んでいくということだと思うのですが、もちろん就学前施設の現場での子どもたちに対する目線よりも、役所に手続に来る大人の視線、もちろんこれも大事なことであると思うんですけども、やはりそこで質問なんですけれども、昨年12月議会で説明のあった忠岡町教育委員会点検評価報告を見ておりますと、その中に幼児教育の充実、障がいのある子ども一人一人の自立支援、学校・家庭・地域の連携についてなど、取組方針などが書かれており、取組に対する評価やそれに対する外部の評価委員の意見なども報告されておりましたが、この辺りの取組は所管が変わりましてもきっちりと行っていただきたいと思います。

また、組織、機構は見直されたときがベストな状態であると思いますので、必要な見直しについては適宜行っていただきたいと思うのですが、以上2点についてお答えいただけますか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の部分でございますが、これまでとですね、教育委員会としましては何ら変わることなく教育施策、就学前の部分も含めてですが、その辺りは今後、福祉部局とも連携を図りながら、これまでと変わることなく前に進めていきたいというふうに考えております。

今、ご指摘のあったような、そういう見直しという部分に関しましてもですね、そこは我々も気づいた点があれば、人事当局のほうとも調整のほうをさせていただいて、適切な配置となるような方向で考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

今までどおりということで、教育委員会から離れてこども課になるということで、一番心配してるのは、やっぱり縦割りとかいうので、よく私と関係ないとかいうふうになるのが一番私はバッドだなと思いますので、その辺のところよろしくお願ひしたいと思います。

そして、次の質問ですが、近年、小学校入学後の子どもが学校生活にうまく適応でき

ず、精神的にも不安定な状態が続く小1プロブレムの問題や、本町の全ての子どもたちが義務教育に上がった際に同じラインに立ち、小学校段階でのスムーズな接続が図れるよう就学前の期間における取組と義務教育との連続性、連携、交流について、機構改革で所管が変わりますが、今後どのように取り組んでいくのか、ちょっと詳しくもう一度お願ひしたいと思います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの就学前と義務教育との連続性、連携、交流につきましては、これまで管  
理機関がともに教育委員会であるということから、統一的な取組を効果的に進めることができてまいりました。同じ部局ということで、特に就学前の教育・保育内容と就学後の義  
務教育内容の段差解消に向け、きめ細やかに取り組んでまいりたところであります。

今回、機構改革によりまして、議員ご指摘のとおりですね、就学前部分が首長部局に移  
管ということになりますが、先ほども申し上げたとおり、今後も従前どおり取り組める  
ように連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく  
お願ひします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、現在ですね、幼保小のかけ橋プログラムについての検討なども言われておりますが、幼児期の終わりですね。小学校入学前に育つてほしい姿について、小学校、こども園、役所内の関係部局の全ての方が共通認識を持っていただき、また定期的に情報交換とか、そして研修ですね。そういうのを行っていただいて、いろいろこども課の人にも教育委員会が教えたり、そういうのをどんどん、縦割りじゃなく横につながっていくということで、そういう研修などを行っていただきたいと思うんですけども、この辺りの具体的な取組ですね、これをもう一度、再度、どんなことをするのか、お答え願いたいと思うんですが。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

今ご指摘の部分ですね、そういったところで本当に今までどおり同じ部局の中でやってきたことと何ら変わらないというような取組を教育委員会と福祉部局と連携を密にしながら今後もやってまいりたいというふうに考えております。

ただ、今の時点で具体的にどういった形でという部分に関しましては、ちょっとまだ明確にはお答えできない状況ではございます。ただ、議員ご心配されてるようなことにならないように、部局間を越えて、つながりをさらに密にしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

よく考えていただいてると思います。一番心配してるのは、今まで教育委員会がああいうこども園をつくってですね、そしてずっとやってきてですね、さあこれからやというときに変更になったと聞きましたんでね、やっぱりそれを続けていくというのが就学前の教育というのは一番私は大事だと思いますので、そういうようなところ、しつこいようですけど、よろしくお願ひします。

そして、義務教育との接続を考えますと、本町の子どもたちが幼児期の終わりまで育つてほしいという姿ということについては、町内の全ての就学前施設において共通するものであると思いますが、東忠岡こども園と町内のほか2つの就学前施設との連携ですね、交流について、また町内3つの就学前施設の中で本町の役割についてどのようにお考えであるか、お示しください。

教育部（二重 幸生部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

町内3園の連携、交流につきましては、従前より取り組んでおりましたが、コロナ禍の期間においては一部休止しておりました。しかしながら、令和6年度以降、年間計画には3園交流事業などを予定しておりますので、今後、より一層連携、交流が深められるよう展開をしてまいりたいと考えております。

公立園の役割につきましては、これまで同様に町内就学前施設の中核を担っていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

しつこいようですが、小学校に入学時点ですね、やはり格差が生じることなくスムーズに義務教育との連携ということについて、東忠岡こども園や庁舎内の就学前教育担当部局と教育委員会などの役割は大変重要やと思うんですけども、その役割でいろいろ就学前の教育をするということについて、どのようにお考えか、再度お答え願えますか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今回、福祉部局のほうに移管というふうにはなるんですが、今まで教育委員会が実施してきました就学前教育への取組という部分に関してですね、ほんとに途切れることなく、その辺りのノウハウも含めて福祉部局のほうに引き継ぎを行いまして、その後は、先ほど議員もご指摘あったとおり、さらなる連携を強めていって、教育委員会としての意見という部分も引き続きその就学前教育の中で取り組んでいただけるように継続して図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

就学前教育って大事やと思いますんで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それで、2つ目の質問に参ります。愛着が持てるまちづくりということで、町制施行85周年等について、ちょっと質問します。

本年10月、本町は町制施行85周年を迎えます。予想を超える人口減少が続く中、将来にわたり持続可能なまちづくりを行っていくためにも、関係人口の増やシビックプライドの醸成について、一般質問等でその重要性について述べてきましたが、施政方針にはこの事業をやる、やらないは別にして、85周年を迎えるということについて触れられていませんでしたが、町として町制施行の85周年についてどのように考えておられるのか。また、住民一人一人に忠岡町に愛着を持っていただける、盛り上げていっていただきための事業や、長年にわたり郷土の発展に尽くされた方々に対しての表彰等ですね、こういうのはどのように考えていらっしゃるのか、お答え願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

町制施行85周年についてでございますが、以前よりシビックプライドの醸成等ご質問を頂いてきたところでございます。ご質問のとおり、本年、町制施行85周年となります。本町では、前回の80周年までは5年ごとの周年式典を実施し、野球教室や落語会等を記念事業として実施しておりました。

しかしながら、5年ごとの式典を実施している団体は府下でも少ないと、本町においては前回で申しますと、約200万円の予算を執行していることから、今回から5年ごとの周年式典と関係事業は実施せず、他団体と同様10年に一度の開催とさせていただきました。

しかしながら、長年にわたり本町に貢献された住民の皆様への表彰については、改めて感謝の意を表せる場を検討してまいりたいというふうに考えております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

府内でも5年ごとの周年事業をされているところが少ないということですが、少ないからやるといいますか、やらないといいますか、忠岡町は人口約1万6,500人、日本一小さな町だからこそ、できること、しないといけないことがあるようにも感じるわけですが。

また、コロナも今までありまして、本来なら経験できる、参加できることをできないまま今を過ごしていられる方々もおられます。町内のイベントに85周年の冠をつけるだけでも、町をよりよく知っていただく、元気になるようにも感じもしますが、そこで次の質問ですが、忠岡というのは忠岡村から実に5つの時代ですね、明治、大正、昭和、平成、令和と忠岡町はずっと生き続けているわけなんですが、そういった町の歴史等を発信していくことで、町に興味、愛着を持っていただき、町政にも力を貸してくれる人材を増やしていければと思いますが、また、忠岡出身で全国で頑張っていらっしゃる方々、忠岡を振り返っていただき、忠岡におられる友達や親類等に連絡を取っていただき、また忠岡を応援いただくきっかけになればありがたいというふうに思うのですが、そういったことにつなげるためにもですね、やはり85周年という周年、そういう節目というんですか、その辺大事だと思うんですけど、この辺ちょっと町長自らメッセージを発信していただけると思うんですけども、その辺のところどういうふうなお考えか、お答え願えますか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

町制施行の85年に当たりまして、住民の皆様に本町の長い歴史を知っていただき、郷土への誇りを持っていただくためにも、広報やホームページ、LINE等を通じてメッセージとして発するとともに、様々な場面で伝えていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

何もお金をかけたり、200万かけたりとか、だんじりをここまで引っ張ってこいとか、そういう気持ちはさらさらないんですけども、やはり何かその冠というんですか、つけて、85周年ですよというのを住民の皆さんに知らしめていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひいたします。

そして、次の質問で、1年に一度振り返っていただきたいという、郷土愛の醸成と町を盛り上げていくためにですね、「忠岡の日」というのをつくっていただいてはどうかというふうに思うのですが、その辺ちょっとお答え願えますか。すみません。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

「忠岡の日」については、日を定めるだけではなく、議員ご指摘のとおりどういった形で内外に周知し、意識の醸成等、導くかが重要になると考えております。今後、実施した場合の運営や効果を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

議員ご指摘の忠岡を愛するシビックプライドの醸成については、定住促進にもつながりますので、施策の中にも反映させながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

その辺のところ、よろしくお願ひします。

それと、商工会、忠岡商工会さんなんかも毎年、表彰をやられたりしておりますが、本

町も年に一度、町を振り返っていただき、頑張っておられる方や町政に携わってくれている方などの表彰をいろいろ取り組んでいる方も多くおられます。そういった方の取組を披露するようなことなんかも考えてですね、周年記念じゃないんですけども、冠をつけて表彰していただきたいというふうに思うんですが、そういうふうなところのお考えはございますか。お答え願いますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員に頂きましたご意見を参考にしながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

今のはあくまで要望ですので、その辺のところをよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

続きまして、持続可能な行政運営ができるまち、自治体DX推進について質問したいと思います。

自治体におけるDX推進については、政府において、デジタル社会の現実に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示され、このビジョンの実現に向け、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であると言われております。

現在、総務省で策定された自治体DX推進計画により、国が主導的に役割を果たしながら、デジタル社会の構築に向けた取組が全自治体で進められています。本町が目指す自治体DX推進とはどのようなものなのか。また、「書かない窓口」に向けての取組等ですね、現在の進捗状況についてお示し願えますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

本町におきましては、令和6年度にDX推進計画の策定を予定しているところでございます。計画の詳細については大阪府からの支援も頂きながら、今後進めていくこととなります。

「書かない窓口」につきましては、国が構築するいわゆるガバメントクラウドが本格稼動する令和7年度以降に検討すべく、現在、調査研究や情報収集に努めているところでございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

自治体DXとして、特に自治体にはデジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上や業務の効率を図り、人的資源を行政サービスにつなげていくことが求められていますが、実務的な負担などを考えますと、実際本町のような小規模自治体では、取組について難しいところもあると思いますが、また、「デジタル田園都市国家構想交付金の活用を図りながら」とありますが、交付金の活用ですね。新年度、具体的にどのような活用を行っていくのか、お答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず、議員申されました小さい規模、なかなか難しいところもあるんではないかという懸念もございますが、総務省におきましては自治体DX推進の目的につきまして、住民へのサービスや利便性の向上、ペーパーレスや出張会議削減による行政事務の削減、経費削減や事務効率化などを挙げているようでございます。

ただ、規模の小さな自治体におきましては、デジタル人材や職員のマンパワー不足、予算規模の課題等がございます。そのような状況も見られる中、現在、今、大阪府では全ての市町村が着実にDX推進を図れるよう、共同調達方式などで経費、事務負担を軽減する施策を進めております。

本町も、昨日来ございましたLoGoフォーム、LINEにつきまして共同調達で実施、新年度は議員申されましたデジタル田園都市構想の基金も頂きながら、大阪府デジタル人材シェアリング事業に手を挙げるなど、住民サービスや利便性の向上につながる、いわゆるDX推進に取り組んでまいる所存でございます。

1番（河瀬 成利議員）

そのDXの取組を進めていくためですね、本町の計画推進体制とデジタル人材確保及び育成ですね。こういうことについて現在の状況をちょっと詳しくお聞かせ願えますか。よろしくお願ひします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず先に、人材確保につきましてでございますが、令和6年度に大阪府版デジタル人材シェアリング事業に参画し、月1回程度、デジタル人材を招いて府内でのデジタル化推進の会議でのオブザーバー参加やDX施策推進などにおけるアドバイス、デジタル人材の育成などの実施を予定しているところでございます。

また、現在、2市1町連携協定の中での人材におきまして、専門職の共同採用などについて調査研究も行っているところでございます。

計画推進体制につきましては、大阪府版デジタル人材シェアリングを利用したアドバイザーからの支援もいただき、今後具体的な検討を行っていく予定でございます。

職員育成については、引き続き情報通信研究機構の研修を初め、各種情報関連研修についても積極的に参加してまいりたいと考えてございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

人材の確保というのは、今のこの時期ですね、かなり難しい課題等あるように思います。実際進めていくに当たって、職員全体の意識的な面についていろいろ課題があるようになりますが、また、2市1町協定の中で調査研究を行っているとのことでありますが、その辺について、具体的に何をされて、どういうふうなことを行っているのか、お答え願えますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず、職員の意識改革等でございますが、先ほどの大阪府デジタルシェアリング事業では、DX推進計画実行等支援プランと併せて、公務員基礎能力向上・サービスデザイン思

考支援プランというものを選択してございます。

このプランにおいては、いわゆる役所の中間層、意思決定に関わる管理職層を中心に、まずは意識向上を図ることで職場全体のDX推進のモチベーション向上につなげてまいりたいというように考えてございます。

また、2市1町の件でございますが、これは今後、まだ研究が始まったところでございます。どのような取組をされるか、折入ってまたご報告等させていただきたいと思いますが、現状のところはまだ始まったところでございますので、しばらくご猶予いただければと考えてございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

2市1町の協定というのはかなりいろいろ教えてもらったり教えたりすると思いますので、その辺のところをどんどん進めていっていただきたいと思います。

そして、住民サービスの利便性の向上に向け、デジタル化を進めるに当たって、デジタル機器に不慣れな方ですね。特に高齢者等デジタルデバイドの解消に向けた取組についてどのような取組を進めていかれるのか、お答え願いますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

これは令和5年度でございますが、福祉部局におきまして高齢者のスマート教室を開催し、また地域と共同で実施しております、同じくスマート等情報関係の講習会などを通じて、高齢者の情報孤立化対策を図っているところでございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

私もデジタル、デジタルと言ってるんですけども、特に高齢者の方でホームページとかですね、そういうのを見るのも見たことないというふうな方がたくさんいらっしゃると思いますんで、その辺かなり難しいと思うんですけども、良きに進めていただきたいというふうに思います。

そして、ちょっと今気になるんですけど、ホームページ等を見ていただくということで言ったんですけども、気になるのは視覚障がい者ですね。啓発事業を行っている自治体もあると思うんですが、その視覚障がい者向けにどういうふうな啓発ですね、その辺りについてどのようにお考えなのか、お示し願えますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

忠岡町の公式ホームページでございますが、これにつきまして視覚障がいの方、例えば色覚の障がいのある方、また弱視の皆様への閲覧につきましては、色合いでとか、そういう面で十分配慮を図っているところでございます。

また、文書の作成につきまして、一定ソフトの規制を設けてございまして、なかなか字が読みにくいという方につきましては、音声ソフトを持たれている方が非常にたくさんいらっしゃると思いますので、音声ソフトの導入によって滞りなくその内容が音声発生で聞けるような形にしてございますので、そういうところで障がいの方に対する取組をしているところでございます。

なお、議員申されましたDX推進全体での視覚障がいの方への配慮等につきましては、近隣の自治体とも情報連携する中、まずはその課題、どの辺に課題があるのかという点も含めてちょっと調査研究を始めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

その辺のところ、得意の調査研究ということでいろいろ研究して行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、最後の質問です。限られた行政資源を有効活用できるまちづくりということで、地方公会計制度活用について。私もこれ、ちょっと今研究というか、勉強中なんですけど、地方公会計制度とは、現金主義、発生主義での管理に加えて、企業会計で用いられる発生主義と複式簿記を公会計に取り入れる制度ということなんですねけれども、いろいろ各市町でこういうのを、東京都がこういうのを行っているということをちょっと聞いたんですけども、本町で地方公会計制度について、本町においても統一的な基準による財務処理が作成され、ホームページでも公表されていますね、財務処理から現在の本町の

財政状況についてどのように分析されているのか。また、財務処理については事業の統廃合や廃止、受益者負担のあり方、公共施設の計画的な維持管理を図っていくこと等に活用されると思いますが、具体的に今のところどのように活用されているのか、お示し願えますか。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（北村　孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

地方公会計制度については、本町においても平成28年度決算から財務書類の作成、ホームページでの公表を実施しております。

ご質問の財務書類の活用につきましては、現状は知識、ノウハウなどが不足しており、作成した財務書類を経営、財務マネジメントに活用するなどの効果的な活用はできていないところでございます。

国は、地方公共団体において人材不足等のため、経営、財務マネジメントに係る知識、ノウハウが不足し、小規模市町村を中心にストックマネジメント等の取組が遅れている団体もある状況を踏まえ、地方公共団体の経営、財務、マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を実施しております。

今後は、こういった国や府が実施する経営、財務マネジメント強化事業などを活用し、財務書類の効果的な活用に向けて努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

1番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（北村　孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬　成利議員）

地方公会計制度というのは、かなり福祉簿記とかああいうのが出てきますので、かなりちょっと、私ももっと研究せなあかんなと思うんですけども、財務関係の方はその辺のところをよく研究していただきたいと思います。

そして、私も勉強していきたいと思っておりますが、やはり地方公会計制度を活用していくということで、現在の決算の調書では見ない、より見える化が図られると思うんですが、例えば退職手当引当金債務などの退職手当に係る将来負担の状況ですね。そして、決算審査時に提出いただいたおる財産に関する調書では、公共施設の面積部分以外の施設の資産的な価値の情報がないので、公共施設の計画的な維持管理などに必要な財政的な見直

しも把握できていないと思いますので、できるだけ早い時期に活用していくように取組を進めていってほしいと思いますが、再度、これからどのような計画をもってこの地方公会計制度を計画していくのか、最後にお示し願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今後は、財政の効率化、適正化を図るため財務書類を活用できるよう、先ほども答弁させていただきました職員の研修への参加、アドバイザーを招聘し職員の知識やノウハウを高めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

他の近隣の市町等にこういう話をしたところ、結構どこの市町さんもできないという状況のことを聞いておりますので、忠岡町もそれに合わすのではなく、どんどん進んで勉強していっていただきたいと思いますので、その辺のところよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党的は是枝です。町長の新年度の施政方針に対する一般質問を行います。

町長は、本町のごみ処理方式を、220トンの産業廃棄物焼却施設を誘致する公民連携方式の実施協定を、新年度中、令和6年度中にも締結しようとしています。これは、町長の選挙公約は「ごみ処理方式を広域化する」とのことでしたので、明らかな公約違反では

ないでしょうか。

そこで、通告書の1点目、町長はいつ、このようにお考えが変わったのかが大変重要なってきます。

まず、これまでの経緯を述べますと、杉原町長は町会議員の時代から「ごみ処理を広域化すべきだ」と主張されてきました。令和2年10月の町長選挙でも「ごみ処理は広域化だ」と、これを公約されました。で、町長就任後初めての予算の議会の令和3年度の施政方針には、はっきりと「ごみ処理の広域化を進める」と述べておられました。

忠岡町はその後すぐ、令和3年の6月と9月に泉北環境施設整備組合と広域化検討協議会を開き、予算ベースで焼却委託料まで算出し、あとは「委託をお願いします」というふうに返事をするだけになっていました。

ところが、その同年、令和3年12月24日の年末、暮れの押し迫った頃に第1回忠岡町廃棄物減量等審議会の専門部会を開かれ、その会議録を見ますと、事務局となっている忠岡町のほうから、「ごみ処理方式を「PPP、PFIを活用した事例もあるので、新しいごみ処理システムを考えていく必要がある」という報告がされて、単独処理、広域化に加えて民間との連携という、今までにない3つ目の方式の話をされています。

そして、その3日後、令和3年12月27日の午前、忠岡町は泉北環境整備施設組合と広域化検討協議会を持ち、決算ベースの委託料を算出したものを忠岡町がお願いをして出してくれています。情報公開請求した杉原町長の面会記録の資料によりますと、その日の午後に大栄環境と面会をされています。この泉北環境との広域化検討会の会議録、私ども情報公開請求で取りましたけども、そういった内容が全て書かれておりました。

そして、令和3年2月24日の廃棄物減量等審議会の専門部会では、忠岡町一般廃棄物処理基本構想案が事務局から提案をされました。その内容には公民連携方式が3つ目があり、環境アセスや建設などに10年必要で、その間は三重県伊賀市にある三重中央開発まで毎日、忠岡町民のごみを運搬して焼却処理を委託するという詳細な内容が書かれてありました。

令和4年の3月議会の町長の施政方針には、ごみ処理方式についての言及は一切ありませんでした。広域化の文字は消えていたわけあります。その後は産廃絡みの公民連携方式の参入意向調査、サウンディング調査というものが行われて、その6月29日、産廃事業者の1社が参入意向を表明しているという報告が全員協議会がありました。そして、令和4年の8月24日、議会議員向けの説明会が行われ、「ごみ処理方針を産廃焼却施設に誘致する公民連携方式に決めた」という説明がありました。その後はタイトスケジュールでどんどんと決められて、翌年9月にプロポーザル事業選定の補正予算が、令和5年1月に臨時議会で公民連携基本協定の議決という、そういったタイトなスケジュールで決まっていきました。

会議録を見ると議会は、この会議録というのは泉北環境の広域化検討会の会議録ですけ

れども、それを見ますと「議会は泉北環境に委託すると認識している」と書かれたり、私もそう思っていましたので、議会の議員はみんな「泉北環境に委託する」と認識していたけれども、この会議録の、その後には「民間委託も検討しており」、これは聞いてない話ですけれども、「金額面が重点課題となり、最後は町長判断となる」というふうに会議録には書かれています。この部分は議会は知らない話でありました。でも、既にこの時点で町長が広域化の方針ではなく産廃絡みの公民連携方式を検討していたということになるわけであります。

そこで、町長にお聞きします。町長はいつからこの公民連携方式を選択肢に入れて考えていたのか、また、それはどこからそういう提案、お話をあったのか、お答えいただきたいと思います。町長より答弁いただきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

いつ考えが変わったのか、どこから提案があったのかということに対しましてお答えさせていただきたいと思います。

令和6年4月以降のごみ処理の方式についてですね、令和3年度の当初より具体的な検討を始めました。ごみ処理に係る財政負担に加え、少子高齢化や人口減少等に対応することも必要であったことから、それまで検討されていた広域処理に加え、先進事例や他の自治体の処理について調査を進めてきたところでございます。

ごみ処理方式の考え方は変わったわけではなく、忠岡町単独処理、広域処理、公民連携処理を比較評価したところ、公民連携処理が最も評価が高い結果になり、優先事業の方式とした次第でございます。

次に、どこからの提案かということでございますが、調査の過程で聞き取りや視察を行った結果であり、提案ということであれば、令和4年10月から12月にかけて実施した仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公募型プロポーザルの提案ということになります。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

町長、考え、変わったわけではないと言うけど、考え、変わったわけですよね。結局公

民連携方式になってるんだから、当初言っていた広域ではないということなので、これ、変わってないというのはどういうことなんですか。変わってますよね。違う方式ですよね。だからそれ、考え変わったの、いつからかと言ったら、令和3年度当初より変わったということなんですね。令和2年の10月に町長に当選して、そして令和3年度の当初には住民部長に「広域だけでなく、あらゆる方式を検討するように」というふうに指示を出したというふうに会議録にもいろいろ載っておりますので、町長はもう令和3年の、もう4月のこの段階で、広域ではなくほかの方法も検討し始めているということになるわけですが、そしたらその考えが、広域でいきますという考えが変わったのがそこなんですね。「広域でいきます」と言っていたのが、「広域でしますよ」と言って公約した、そのもう6か月後には「違う方式も考えていくうか」というふうに変わっているわけですから、令和3年の当初に、4月に考えが変わったということでおろしいでしょうか。

それと、どこから提案があったのかということですが、事業部長も大栄環境さんとかいろいろいろいろ、そういったごみ処理を委託しているところからもいろんな情報が入ってくるということで、そういった検討、情報も入ってくるということで、それも含めていろいろ調査をされて、提案をしてきたという、職員からの情報なのか、町長は業者とか様々なところから、ほかからの情報なのか、どこからといった情報が得られたのか、その点についても明らかにしていただきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

あくまでも提案したとおりですね、そういうところから、いろいろな部署から、視察もしながら近隣市町の担当の人間等々からも、いろいろなところから情報収集したところこういう結果になったわけでございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

後のほうのどこからかというのは、お答えにもありましたけれども、令和3年度当初より考えが変わったということでおろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

いや、それはそういうことではございません。一応この3つの方式が出た瞬間にこれを調査しながらしっかりと評価したところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

途中で新たな方式も一緒に検討し始めたということで、「広域一本で行く」と言っていたところから変わったということには違いないと思いますし、選択をされたのが産廃を招致するという、誘致するという公民連携方式ですから、結果的には変わったということあります。いつ変わったのかというところがはっきりしませんけれども、そういう令和3年当初から様々な方法を検討し始めたということは明らかとなったわけであります。ということで、広域でいくという公約と違うことに進んで、そして違った結果になったということは紛れもない事実であります。

ということで、その次の話ですけれども、公約に反しているのではないかという質問の通告でありますけれども、公約違反ではないかという問題、おととし、令和4年6月議会でも勝元議員が質問されていました。町長は「公約違反と言われたら、公約違反かも分かりませんけれど」と答えておられましたけれども、今、私もここではっきり町長にお聞きしたいと思います。公約違反ではないかということで認識されているのかということあります。

で、公約というのは、政治家は有権者と約束を交わすことで信頼を得て、その地位、つまり町長の地位に就くことができると。そして、公約違反は約束が成り立つ前提を傷つけているということで、忠実性の侵害であると非難されなければならないわけです。町長が「ごみ処理を広域化する」と約束し、で、期待した有権者が裏切られた。政治倫理の問題であり、理由はともあれ重大な問題だという認識が町長におありでしょうか。町長よりお答えいただきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

私が町長に就任した令和2年10月以前から、ごみ処理の広域化に向けての協議が泉北環境施設整備組合と進まれていました。クリーンセンターの老朽化により将来の施設維持管理費がかさむことが想定されていたことから、広域化によりごみ処理費用の軽減を図ることを施策として挙げていました。

ごみ処理方式につきましては、先ほど答弁したとおり、3つの事業方式を比較評価した結果、公民連携協定方式が最も評価が高い結果となり、優先事業方式とした次第でござい

ます。

このような調査結果を受け、議会、住民に対し様々な場所で説明を行い、これまでの経過と本町の進むべき方向性をお示したところでございます。そのような理由から、忠岡町のごみ処理経費が大幅に軽減できる公民連携方式としたことは、私自身、公約違反ではないと考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

驚きました。公約違反ではないと。違った結果になっていると。理由はいろいろね、お金の問題とか様々な問題があつて変わりました。それはそれで公約とは違う結果になりました。しかし、こうこうこうでという説明をするということでしたら分かりますけれども、公約違反ではないというふうに言い切るというのが、じゃあ公民連携と広域化は一緒ですかと。違うでしょう。これ誰でも分かることです。公約と違うことを言っていると、なつたということは、やっぱりお認めにならないと、これは説明つきません。答弁の後退であります。

で、町長さん、公約と違うということをお認めになつてないから、幾ら説明しても住民は納得しないんですよ。そうでしょう。そうじゃないですか。住民に説明する責任があるのに、そこを説明しないから、「こういう方式にしました」だけでは、それは役場の職員さんが説明することであつて、町長が説明することは「公約と違うことになりました」と、「それは申し訳ないけれども、こういうことでした」と。違うという認識をしてからでないと説明責任にならないじゃないですか。だから説明していないんですよ。町長が公約と違うことになつたと、その説明責任は果たしてない。だから納得しないから1万筆のこの署名が出てきて、「一旦中止してほしい」という、そういう署名が12月議会に出てくるわけなんですよ。それが分からんんですか、町長さん。説明責任を果たしてない。だからみんな納得しない。こういうことなんです。だから一旦、公約と違う結果になったということはお認めになつて、そして、その説明責任を果たすということにしなければ、これはいつまでたつても町民は理解できないし合意もできないし、そして反対の声が上がってくるということになるんです。ここに、一番のこの忠岡町の今のこの問題の根底に町長さんの政治責任、取つてないという、ここが認めていないことがあるわけなんです。

まあ、認識もなければ、開き直って、で、「公約違反じゃない」ということで、「産廃のほうがいいですよ」と説明会をもう開いているから納得できないわけです。

担当部長さんや次長さんは、こういった政治倫理の責任はないわけです。町長の指示に

基づいてやってるわけで、町長さんの公約違反の説明責任は、部長や次長ではできないんです。町長さん自らがしないといけないです。町長自ら住民に、各地区に回って、「公約と違うことになった。申し訳なかった。しかし、こうこうこうだ」という説明責任を果たすお考えはないんでしょうか。町長より答弁いただきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

まあ、自治会の会長さん始めいろいろな場所でもそういう説明をさせていただいています。当然、「頑張って前へ進めていけ」というお声もありますので、そういう考えは毛頭ございません。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

反省がなければ説明責任はないということありますので、これが住民に対しての説明になると思ったら、違うと思います。公約違反だというふうな指摘は免れません。

この公約違反というふうに認めないから説明会も持たないわけです。政治倫理についての認識、欠けています。大変残念です。住民に、この町長さんがそこに座っていらっしゃるのは、町長選挙で「こういたしますよ」と言ったことも入って、そこに座っておられるということなので、それと違うという方針を取って進めていくなら、住民にちゃんと説明をしなければいけません。それをしないというのであれば、住民に問うという住民投票、これぐらいはしないといけないんじゃないでしょうか。住民投票で住民に問うしかないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

行政が行う施策の推進につきましては、地方自治体の団体意思として法律に定めているところにより、議事機関である議会が意思決定機関であると認識しています。その中、基本協定の締結に際し議会の議決を得ることとされてることは、住民自治の原則に沿ったものと考えております。

令和5年1月20日に仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結について議決も頂きました、2月8日に公民連携協定を締結いたしました。その後、忠岡

町し尿処理の施設解体撤去事業、中継施設の整備事業、中継施設運営事業及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業に係る実施協定に基づき、ごみ中継施設の建設がほぼ完了している状況でございます。事業方針の見直し等を行うことは考えておりません。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

公約違反という認識もなければ、説明責任もないし、そして議決を得たからと、議会の議決を得たということを根拠に進めておられるということあります。議会の議員も8名の賛成ということで、その方は賛成だと思いますけど、ほかの住民の方は本当に賛成なのかというところも、ちゃんとやはり住民投票で諮らないと分からぬでしよう。理解してもらっているだろうで、推測であります。ちゃんとした意思表示をしてもらうことが必要だと思います。住民投票は必要だということは指摘しておきます。

そして、12月議会で出されました、一旦この計画を立ち止まって中止して、そして町長さん、ちゃんと住民と向き合って話をしてほしいという、これは私どもずっと求め続けていきたいと思います。

次の質問に移ります。ジェンダー平等社会についてお尋ねいたします。

昨年3月で忠岡町働く婦人の家が、代替施設もなしに廃止をされました。大阪府に男女共同参画施設として届け出、報告されてきた施設でしたのに、大変残念であります。

その働く婦人の家を廃止する提案をした2020年11月26日の第1回文化会館運営委員会の会議録には、事務局、生涯学習課の提案理由が、省略されていますが、現状にそぐわないという趣旨説明をされたようあります。それ以外に事務局が補足説明している部分が会議録にありましたので言いますと、「今の世の中は男性も女性も性差関わりなく行政も動いておりますので、この当初のままの条例がいつまでもある。働く婦人の家があると現状が非常にやりづらくなっている。（中略）だから利用される皆さんには、男性であっても女性であっても同じように事務局もしているところなんです」とあります。

文化会館の3階と4階が働く婦人の家なので、申請書が違ったりしてややこしいかららしいですけれども、男性にも貸出しもされていますし、廃止する理由などはないと思われます。忠岡町教育委員会は女性だからといって特別な会館を持つことがおかしい、貸出しあらない、男女平等ですというふうに聞こえないこともありません、この会議録を見ますと。

現在、日本の女性たちは男女格差に苦しんでいます。世界経済フォーラムの2023年版のジェンダーギャップ指数では、146か国中125位と、日本は前年の116位より

もまた後退しました。日本が世界に比べて男女格差を埋めるスピードが遅いということを示しています。

男女の賃金格差は2022年度で、男性を100として女性は約75%と低い賃金で、働く女性の約50%が非正規雇用であり、男性の非正規率約20数%の2倍以上になっています。各分野における指導的地位も各分野の女性の参画状況も約20%という状況です。この状況において、女子差別撤廃条約の締約国としての取組が遅れていることが、国連の女子差別撤廃委員会からの勧告も受けております。

女子差別撤廃条約第4条では「締約国が男女の平等を促進することを目的に暫定的な特別措置を取ることは差別ではない」としています。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置として、男女間の格差を改善するために必要な範囲において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること」とあり、日本はポジティブアクションを講じています。ですから、女性に対する特別扱いは差別だという議論は当たらないと思います。

このような状況の下、1つ目の質問ですが、働く婦人の家の廃止を検討するときに、「男女平等なんだからもう女性は優遇しません」という考え方がもし教育委員会や生涯学習課のほうにあったのでしょうか。ということで教育長より答弁をお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員からご指摘されました点でございますが、私どもとしましては、そのような考え方については全くないというふうにお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ということで、教育長からの答弁も頂きましたので、このような「男女平等だから女性は優遇しません」という考え方ではないということであるということですね。ということは、生涯学習課や課の職員さんもそれと同じような対応をしなければ、教育長さん、そう言っているのに職員さんが違う、「女性を優遇しません」なんていうふうなことは言わないというのが本来であるかと思いますので、分かりました。よろしくお願ひします。

次に、男女共同参画推進本部の本部長の杉原町長にお聞きします。町長は推進するお立場なのに、働く婦人の家を廃止して、一般の女性が利用しにくいようにして、忠岡町の男女共同参画施策の後退をさせました。忠岡町は男女共同参画推進条例を制定しているの

に、この条例の趣旨に反するのではないか。今後、施策をどう推進されるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

ジェンダー平等の実現はSDGsの目標に掲げられており、世界全体で取り組む必要があると認識しております。

町といたしましても令和2年度に策定しました第2次男女共同参画に基づき施策を進めることを目標といたしております。施策を進める上ではジェンダーの視点、性別による固有的役割分担や性差別が社会的にくられたことを意識した視点を取り入れる必要があると認識しています。

具体的な推進につきましては、男女共同参画推進懇話会にもご意見を頂きながら、基本目標における施策の検討、推進を図ってまいりたいと考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

町長はジェンダー平等の社会をつくるために男女共同推進計画を進めていくということでありました。では、懇話会を開いて何かすると言っておられますけれども、この懇話会というのは、去年、おととし、その後の、計画策定してから毎年何回開かれたでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

懇話会の開催でございますが、近年コロナの件もございまして、書面での開催という形が取られてございました。今年度、新年度につきましては懇話会開催、当然できるものと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

懇話会の開催というか、毎年書面で開催されているということでよろしいでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

コロナの発生時期と重なってございまして、それ以降、今後につきましては役場のほうで集まる形で実施ということで開催する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

予定でなく、開催をしてきたかということを、書面でもという、これから話聞いているのと違って、今まで聞いてきましたかという。

議長（北村 孝議員）

答弁。明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

開催のほうは書面であるという形でございますが、させていただいてございます。懇話会の会長でございますが、彼もご意見を賜りまして、アンコンシャスバイアスという言葉で現在も進めさせていただいているところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

書面で毎年開かれてきたということありますので、年1回はということありますね。年1回では少ないと私は思いますけれども、やはり男女共同参画の計画は細かいところまでは書いてないんですよ。大きな柱と大きな施策ということで、それを具体的にどうやって進めていくかということと、あとそれをチェックするというところが、年1回、書面開催では十分ではないというふうに思います。コロナが過ぎたということで、これから開いていくこともありますけれども、やはり後退してマイナスからの出発ということになっております。働く婦人の家がないということで。

で、男女共同参画のそういうセンターをどうしていくんやということが、廃止するときにやはり男女共同参画のセンターというのを、「働く婦人の家、廃止した後のとこはどうしてるんや」と言ったら、「男女共同参画センターをつくってます」と。「忠岡町はつく

れないのか」と言うたら、「小さいところはちょっとそんな箱物」、どうのこうの言うて、結局つくらずということになっておりましたので、会議録を見たら全てがそうなっておりましたので、やはりこれね、進めるところが教育委員会だけではなく、やはりこの推進本部ですね。その本部できちつと責任を持って進めていくと。どこかの課任せという、その体質、体制がやはりいけないんだと思います。やはりその責任者である町長がきちっとそこは音頭を取って、陣頭指揮を取って進めるということで、ぜひ遅れている男女共同参画、忠岡町の、この施策を進めていくということを最後お約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

何も遅れてるとは考えておりません。いろいろ皆様方と懇話会でしっかりと議論しながら前へ進めるということで頑張ってまいります。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

遅れているかどうかは、大阪府下、他市と比較して見ていただきたいというふうに思います。予算委員会もございますので、他市の進んだ経験、この近隣でしたら岸和田やいろんなところのその経験なんかも紹介しながら、忠岡町でどうするんやというふうなことも予算委員会で引き続きこのことは取り上げていきたいというふうに思います。

次に、高過ぎる国民健康保険料を引き下げるについて質問します。

国民健康保険が都道府県化され、経過措置期間の6年が過ぎました。令和6年度の大阪府の統一保険料は、所得200万円の40歳代夫婦と子ども2人の4人家族のモデル世帯では年間45万6,122円にもなり、所得200万円のうち2割以上が国保料で飛んでいきます。残り年間154万円で1年間生活しなければならないというわけであり、もう国保料は払えない、払い難いことになっています。

都道府県化される前と今現在のこの新年度の保険料を比較しますと、このモデル世帯の方ですね。年間5万7,383円も値上げになりました。おかしいです。もう国は毎年1,700億円だった投入を3,400億円に、2倍に増やして、年間1世帯当たり1万円分税金投入されているのに国保料が何でこんなに上がるのかと。

で、大阪府が全国一、統一保険料が高いんです。統一保険料に統一したのは大阪と奈良ということで、統一、そんなさっさとしなくてもいいのに、してて、高くしたというところであります。

忠岡町は都道府県化された経過措置、6年間のうちで統一保険料にと合わせればいいのに、1年目から統一保険料にしました。高い国保料を取り過ぎたために毎年黒字となり、毎年、国保準備基金に積み立て、現在7,300万円積み立てられています。国保加入者は3,000人、1人当たり2万円を超えるお金を余らせています。取り崩して保険料を引き下げるべきなのに保険料引下げには使えないように、忠岡町の国保基金条例で定めています。年間の医療費を過大に見積もって、会計が余っても加入者には1円も返さずに、次の年度の国保料はさらなる値上げ、この繰返しがありました。住民、加入者はもう納得できません。物価が高騰しているのに国保料のさらなる値上げはやめるべきです。

本町の国保加入者は低所得の方が多い。76%の世帯が7割、5割、2割の法定軽減の世帯であり、残りの24%が普通の軽減がかかっていない世帯ということあります。失業者や非正規雇用、フリーランス、個人事業主、年金生活者など低所得の方が多いのが国保の特徴であります。国保会計の準備基金を使って高過ぎる国保料を引き下げるお考えはないでしょうか。担当部長よりお答えを頂きたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町の国民健康保険事業財政調整基金は、事業費納付金の不足分への充当や保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるものと条例で定めており、今後も予期せぬ支出増や収入減に対応すべく、一定の残高も必要であると思っております。また、大阪府国民健康保険運営方針では、保険料の引下げを目的とした繰り出しが認めないとなっておりますので、府の運営方針を遵守してまいりたいと考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

その条例には、忠岡町の国保基金条例には保険料引下げのために使えないというふうになっていますという、その条例を提案したのは忠岡町であります。じゃあ、条例改正して、準備基金を保険料の引下げに使えばいいわけですが、それはしないということであります。

やっているところもあるんです。健康づくり補助金として加入世帯に給付するということもあります、そういった考えはないのかということもお聞きしたいんですけども、残りの時間が少ないので、もう一つちょっと担当部長さんのお答えにありました大阪府の

国保運営方針、ここに一般会計からの繰入れや準備基金を取り崩して保険料を引き下げることは許さんというふうに書いてあるということですが、国も禁止はしてないんです。大阪府はそう国保運営方針に書いていますけれども、国も府もこれは技術的助言であって、法律ではないんです。禁止やとか言いながらも、でも、これは守らなくてもいいわけです。ということで、技術的助言であるということは申し上げておきます。

で、国保運営方針ね。大阪府の、府下の市町村の合意でできているんです。で、忠岡町も含めて全ての市や町が合意しなかったら成立しないというものなので、1つでも反対をすれば、これ、運営方針ね、決まらないとかいうふうにちょっとお聞きしてるんです。忠岡町もそのために、その運営方針の法定意見聴取というものをね、忠岡町、出しておられます、大阪府に。

大阪府の保険料率が全国的にも高くなっていることから、保険料率の算定時には推計医療費も含め他の都道府県との比較や府独自の事情などを示していただきということで、全国的に見た大阪府のというふうにいろいろ長い、ちょっといろいろ言っておられるんですが、やっぱり大阪府の保険料が高いということはもう認識していらっしゃって、何とかと言うけど、反対というところまでおっしゃっておられないです。

これはぜひね、ほかの市町村のところと協力をして、「こんな国保運営指針は全国一厳しい。こんな運営指針はちょっと改善してくれ」というふうなことをやっぱり求めていかないと。で、これ、合意してるんですよ、忠岡町はこれに。一応、賛成か反対かいうたら賛成ということにしてるんです。やっぱり賛成しておいて、「運営方針がこうですから」って、運営方針のせいにしたら駄目なんですよ。

やっぱりそれはほかと一緒に、このもう全国一悪い府政ですわ。こんなひどいね、高い国保料にして、一般会計から入れたらあかんとか、余ったお金、取り過ぎた保険料を引下げに使ったらあかんとか、こんなことをやって、本当に府民や忠岡町民、もう国保で命、削られます。こういう状況になっているので、やはりほかの市や町と、市町村と協力をして、やっぱりこの国保運営指針をもう少し改善していく。市町村の裁量も認められるよう、そういう運営方針にするというお考えはないでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

応益分の賦課割合が高く、低所得者にとって特に保険料負担が大きくなっていることや、財源の最大限の有効活用については、これまでにも本町は大阪府に対し強く要望申し上げているところでございます。

大阪府の本算定では、保険料引下げの財源としては、前から投入してきた都道府県の

保険者努力支援制度交付金活用等に加え、都道府県繰入金の振替え、市町村分保険者努力支援制度交付金の一部活用、市町村からの事業費納付金を通じての保険料抑制等財政調整事業による財源が投入されますが、府としてより一層の保険料抑制が実現されるよう引き続き要望してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

大阪府に要望しているけれどもということですが、なかなか聞いてもらえない。だからもう国保運営方針を改善していくという取組を、他の市町村と一緒にやっていただきたいということは申し上げておきます。

もうあと、最後の質問ですけれども、公園の整備についてということで、忠岡町の新浜公園と隣接している、釣りができる公園、昨日も前川議員も質問されておられましたが、私はちょっと別の観点で質問したいと思います。

昨年の3月に老朽化を理由に閉鎖をされまして、忠岡町が整備をして、「釣りも楽しめる親水公園として整備してほしい」という声がたくさん、ちょっと私のところにも寄せられております。ということで、今年度中にね、一応大阪府から借りているという期間もありますので、期間を延長して、やはり大阪府と協議をして親水公園として整備をしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

新浜地先の公園につきましては、転落防護柵の老朽化などに対する安全対策に懸念があることから、現在は閉鎖している状況でございます。閉鎖に当たりましては民間活力が利用できないかどうかのヒアリングを実施いたしましたが、安全確保対策に加え、駐車場問題の解消に不安を抱える状況でございます。

今後、開放できる手段がないかどうかにつきましては、模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

なかなかお金もかかる、かなり広いところでありますので、そういう財政、財源の問

題とともに国や大阪府やいろんなところに求めて、で、やはり安全対策と駐車場、これをクリア、早くして、整備して釣りが楽しめるように、海に親しめるようにという公園にしていただきたいと思いますので、ご要望申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

14時45分から再開をいたします。

（「午後2時25分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時45分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に小島みゆき議員の発言を許します。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。11番目で、最後の質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

本年1月1日に能登半島地震が発生しました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。あわせて一日も早く復旧復興されますようお祈り申し上げます。

では、質問させていただきます。

災害対策について、災害備蓄品について質問させていただきます。

地震などの災害時に避難所生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが、2月4日、内閣府の調査で分かりました。離乳食を備蓄しているのは全市区町村の14.3%、妊産婦用の衣類は0.5%で、調査対象20品目のうち16品目で30%を下回っています。災害対応の部署に女性職員が1人も配

属されていない女性ゼロ自治体が全体の6割を占めるなど、ニーズが反映されにくいことが背景にあります。

能登半島地震では1万4,000人が避難所などに身を寄せており、現在は1万1,000人余りとお聞きしております。必要な品が十分に確保されているか、チェックが求められております。

国は、他の自治体にも女性の視点に立った防災体制づくりを促しています。内閣府は全1,741市町村を対象に、2022年12月時点の備蓄状況を調べました。女性妊産婦向けの用品では、生理用ナプキンを備蓄している自治体が82.5%に上回る一方、女性下着は11.9%、防犯ブザー、ホイッスルは6.4%、妊産婦用の衣類と下着はいずれも1%未満です。また、乳幼児用品では、粉ミルク、液体ミルクが72.5%だったのに対し、生後半年頃から必要となる離乳食は14.3%にとどまっています。乳幼児が頻繁に取り替える紙おむつは66.9%、お尻拭きは26.1%で、常備していない自治体も多いということが分かりました。以前も何度か要望させていただいた液体ミルクは備蓄に加えていただきました。ありがとうございます。

忠岡町での現在の備蓄品を教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、大阪府と市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会において示されている大規模災害発生時における今後備蓄しておくべき品目や量について備蓄を進めており、その中で示されている食料などの重要11品目、これは食料、毛布、ミルク、おむつ、生理用品等でございますが、これらについては一定目標数は充実しているところでございます。

また、女性の視点に立った防災体制づくりという観点から、女性、妊産婦向け備蓄品についてご意見を頂きましたが、それらについては備蓄は進んでおらない状況でございます。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

お米や水、毛布などは町民全員ではありませんが、目標数は備蓄されているようですが、今回、内閣府の調査対象20品目は、女性、妊産婦用品ではおりものシート、サニタ

リーショーツ、防犯ブザー、ホイッスル、女性下着、女児用下着、妊産婦用下着、妊産婦用衣類、母乳パッド、生理用ナプキン、乳幼児用品では枕やクッション、授乳用ケープ、バスタオル、乳幼児飲料用軟水、消毒剤、洗剤、洗浄用ブラシなど、器具、湯沸器具、煮沸用鍋、離乳食、皿、スプーン、お尻拭き、粉、液体ミルク、乳幼児用紙おむつ、哺乳瓶、人工乳首、カップです。女性や妊産婦、乳幼児にとって必要なものばかりです。町として備蓄品の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所の運営においては11品目以外の物資についても必要であると認識しておりますので、ご提案いただいた物資等についても、調査を進め、必要なものについては整理を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。避難所での女性、子どもへの対応について、内閣府男女共同参画局が自治体向けに作成した防災復興ガイドラインによると、避難所生活では女性と男性の安全・安心を確保することが求められます。ガイドラインによると、まず避難所運営に女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。具体的には責任者や副責任者など、役員の3割以上を女性にすることや避難所での生活のルールづくりを行う際には女性の意見を反映させることなどが挙げられています。

続いて重要なのが避難所の環境整備です。具体的にはプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫をしたり、異性の視線が気にならないよう更衣室や物干し場、入浴設備は男女別に設けたりすることです。ほかにも女性用品の備蓄や配布場所の設営とともに、女性トイレの数は男性用に比べ多くするなど、配慮も必要です。

また、子どもや女性は避難所などにおいて性暴力に巻き込まれるリスクもあります。女性に対する暴力を予防するための取組や被害を受けた女性が相談できる環境整備も行っていくことが大切と言われています。

避難所運営や整備品の選定などに女性の視点を反映させる鍵となるのが、防災会議に占める女性委員の割合です。忠岡町の現状はいかがでしょうか。今のところ忠岡町では避難

所生活をしなければならないような大きな災害が起きていませんが、南海トラフ地震が必ず起きると言われている今、いつ起きるか分からない状況です。起きてからではなく、起きたときに対応できるように準備をしておくことが大切だと思います。住民さんもご自身での準備も必要ですが、住民さんをお守りすることが自治体の役目だと思います。どのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大規模災害発生時において、発災当初の避難所の運営、開設については職員が担うことになりますが、時間の経過とともに地域の方に運営をお願いすることとなります。実際に避難所運営委員会を設置し運営されることを想定していますが、女性専用の更衣室や事務室の設置、女性による生理用品等の配布など、女性目線に基づいたニーズの把握、対応の必要性から、委員会の中には女性が必ず参画いただき、運営に携わっていただきたいと考えております。

また、避難所において、女性にとって深刻な問題として性暴力の被害防止が挙げられます。暗くなったら外出を控える、日中でもできるだけ複数で行動する、トイレに入る前には不審なところがないか確認するなどの心がけをお願いしたいと考えております。

このたびの能登半島地震を受け、避難所での被災者支援のため本町職員を輪島市へ派遣いたしました。避難所運営業務に従事した経験を生かし、現地での状況を参考に避難所の運営や環境改善について検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

女性の視点からの課題や意見はどのように取り入れられ、また反映されていかれているのでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

危機管理担当部署への女性の配置については、現在はしておりませんが、全体に占める女性の割合からも今後は配置もあり得ると考えております。また配置する場合には職員の増員また臨機応変な対応が可能であるなども考慮しながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。前向きによろしくお願ひいたします。

町長も施政方針で「今後必要な備えなどについては予算出動なども含め、積極的に対策を講じるとともに、これまで以上にスピード感を持ちながら、住民皆様の生命、財産を守ってまいる決意です」と述べられておりますので、そのためにも備蓄品の備えや住民さんの安全・安心についてもよろしくお願ひいたします。

続いて、次の質問に移ります。忠岡駅周辺の活性化について質問させていただきます。

以前は忠岡駅の周辺もにぎやかなこともあります、店が閉店になっても、また新たな店がオープンしたりしていましたが、近年は閉店したら次の店が入らずにいる状況だと思います。この状況をいかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

産業まちづくり部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

忠岡駅周辺につきましては空き店舗が目立つ状況でございます。その状況を少しでも改善すべく、今回、忠岡駅周辺に新規出店をしていただく事業者に対し補助制度を提案させていただいております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

では、飲食店新規出店の補助制度についてお聞きします。他の自治体でも補助金制度の取組をされていて、成功している例もお聞きしています。そういうこともあります、忠岡町でもお考えになっていて、飲食店新規出店者の補助制度を導入していかれるのかと思いますが、補助金制度と、ほかにはどういうことをしていくことで出店したいという方が出てきてもらえ、またそれが継続していくことができ、忠岡駅周辺の活性につながるとお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

補助制度の内容でございますが、駅周辺に重点を置き、忠岡駅から半径約100メートル範囲内におきまして、空き店舗などになっているところに新規出店していただける飲食店に対しまして、店舗の改装費用などの20分の1で、最大100万円を補助させていただくものでございます。

また、この補助制度のみではなく、この制度を呼び水として駅周辺の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。出店された事業者が継続して事業を行っていくように、今後の取組も自治体としても頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

「本当に駅周辺が寂しい」と、多くの住民さんからのお声もあります。住民さんのお声にもお応えしていく様に、しっかりと力を入れて取り組んでいただきたいと思います。さらにお願いいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

忠岡町の中心地である忠岡駅が活性化するよう、まちづくりの観点からも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。補助金制度の周知も併せてよろしくお願ひいたします。

健診について、次の質問をさせていただきます。5歳児健診について。

乳幼児健診はこれまで母子保健法で義務化されている1歳6か月と3歳に加え、3から6か月、9から11か月も国の財政支援の対象になっていましたが、5歳児健診は対象外でしたが、発達障害などを早く発見し、安心の就学、小学校入学につなげることを目指します。5歳児健診、目指す5歳児健診、国は今年から市区町村での集団健診費用の助成を

開始しました。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしたりしてしまったりすることが少なくなく、5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになり、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあり、小学校入学前の健診もあります。ありますが、就学までの期間が短く支援が難しい状況です。また、子どもの成長に不安を感じているが、相談ができる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多いです。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要です。どのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

乳幼児健康診査については、現在、本町で実施している集団健診は4か月児健診、1歳7、8か月児健診、2歳6、7か月児歯科健診、3歳6、7か月児健診があります。また個別医療機関において実施している乳児一般健康診査もございます。

発達障害児の早期発見、早期支援として、本町では乳幼児精密検査の実施や1歳7、8か月児健診指導教室、心理士による相談及び子どもへの巡回相談等を実施しております。3歳6、7か月児健診以降、就学時健診までの間は健診がございません。新たに発達や情緒、社会性において気になることがあつたり集団行動の場面で何か気になる児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するための気づきの場として、5歳児健診を実施に向け検討してまいります。

フォローアップにつきましては、5歳児健診を含めそれぞれの健康診査の結果、発達障害等と判断された幼児について必要な支援につなげができるよう、保健師が関わるとともに関係部署と連携を行うなど、出産後から就学前までの切れ目のない母子保健の提供のため実施体制の整備を図ってまいります。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

発達の特性を早く発見でき、環境に適応する力を療育で向上していくことができるよう、5歳児健診を取り組んでいくべきだと思いますし、医師、保健師と、発達障害の診断や生活指導をしていただける体制にしていただきたいと思います。また、実施に向け前向きに検討していくとのお答えでしたので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

学校健診のあり方について質問させていただきます。文部科学省は学校の健康診断について、児童・生徒のプライバシーや心情に配慮して実施するよう、健診時の服装や学校の運用などに関する具体的な考え方を示し、健康診断は原則着衣のままでオーケーと通知を発出されました。

健康診断をめぐっては服装などに特に定めがなく、地域や学校によって運用が異なっております。近年児童・生徒や保護者から、上半身裸での受診を不安に思う声が上がっており、プライバシーや心情に配慮するように求められています。忠岡町では現在どのようにされていますでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの学校健診のあり方につきましては、令和6年1月22日付で文部科学省より、児童・生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について通知があり、学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じて実施するよう通知があったものでございます。

現在、町立小・中学校におきましては、既に男女別に実施しておりますこと、保健室内で健診が次の番になった際に、脱衣した上で脱いだ服で隠して待機をさせております。

なお、健診場所につきましてはパーテーションを設置し、周囲から見えないように配慮をしております。健診の監督教職員については、同性を配置するなどといった配慮を実施しており、児童・生徒のプライバシーの保護に配慮してきたところでございます。

一方、学校健診におきまして、学校保健安全法施行規則第6条に基づきまして、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、いわゆる脊柱側弯症等の視診、直接目で見て確認するということでございますが、そういった検査の項目が定められておりますので、そういう部分を早期に発見して適切な治療や経過観察を行うことで重症化の予防が可能となっておることから、学校医からも「着衣のままでは健診の早期発見に支障を来す」というご意見もあることから、正確に診察するため脱衣健診を実施してきたところでございます。

今回の国通知を踏まえまして、教育委員会、学校医師会の場で協議の場を持ちまして、側弯症の指針のあり方を含めて適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。学校側の運用では男女別に実施、団いやカーテンなどで個別スペースを用意するなど、プライバシーや心情に配慮しているということが重要になって、今もやられているということなんですが、今の健診のあり方にやはり嫌という声を上げることができない子どもたちもいるかもしれません。今は男女別に分けるということにも問題があるかもしれませんので、また配慮をよろしくお願ひいたします。

また、成長期の先ほど言っていた背骨の病気など、正確な検査、診断には視触診の実施が不可欠であることもあります。また、児童・生徒や保護者に対して、医師が必要に応じて服をめくったり聴診器を入れたりすることがあるということをまた事前に説明されて理解を求めていっていただきたいと思いますし、さらなる配慮もよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今議員ご指摘の部分ですね。十分に配慮して、事前通知等も含めて一層の配慮を心がけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。なかなか難しい問題ではあると思いますが、よろしくお願ひします。

次の質問に行きます。ワクチン接種について質問させていただきます。

おたふく風邪ワクチン接種の助成について。おたふく風邪は、ムンプスや流行性耳下腺炎と呼ばれる感染症で、ムンプスウイルスが原因です。感染者のうち約60%は3歳から6歳の子どもで、基本的には子どもの感染症と言えます。おたふく風邪の症状は、多彩な症状が1、2週間程度と長く続きます。突然の発熱があり、耳の下の腫れ、痛みが生じます。腫れは両側、片側のどちらのパターンもあります。唾液を飲み込むときの痛みで食事が取れない、だるさ、頭痛などの症状が一般的です。潜伏期間は2～3週間で、一方で30%の人は症状が出ない不顕性感染で経過します。

おたふく風邪の感染経路は、飛沫感染または接触感染です。飛沫感染とはウイルスを含んだ咳やくしゃみなどを吸い込んで感染することを指します。接触感染はウイルスが付着した手で口や鼻に触れることでウイルスが体内に侵入し感染することです。感染力がとて

も強く、基本再生産数、1人が他人の何人に伝染して広めてしまう数字というのは1.1から1.4とされており、インフルエンザの5倍程度の感染力があるとされています。幼稚園など共同生活をする中で簡単に感染してしまうため、1人感染すると子どもたちの間であつという間に流行してしまいます。

おたふく風邪は軽い病気と思われがちですが、実際には様々な合併症を伴うことがあります。髄膜炎や脳炎、脳症などの神経の合併症が見られます。髄膜炎は10から100人に1人の割合で見られます。年齢が上がるほど髄膜炎の症状が重くなる傾向にあります。脳炎、脳症の合併はまれですが、後遺症を残すことがあります、時に死に至る場合もあります。ほかにも難聴、1,000人に1人の割合や精巣炎、卵巣炎、膵炎などの合併症があります。妊婦が感染すると流産の危険率が高くなります。

ムンプス難聴は頻度は高くないですが、聴力が改善しにくいため注意が必要です。めまい、耳鳴りは、大人になってからおたふく風邪を発症した場合に多い合併症です。国内では毎年、子どもを中心に十数万から100万人がかかり、5,000人程度が入院していると報告されています。おたふく風邪ワクチン接種をどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

おたふく風邪ワクチン接種につきましては、現在、定期接種化を検討する国の審議会において、医師会や学術団体等による調査研究も含め議論が行われておりますが、さらなる調査研究が必要とされている状況であるため、定期接種化には至っておりません。

町といたしましては、国の審議会の結果が出るまでの間は任意接種として、個人の希望と医師との相談により接種の判断を行っていただきたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

おたふく風邪、ムンプスワクチンの効果は、ワクチンを国民全員が2回接種している国では感染者数が99%減少するなど、個人の感染予防に加えて集団免疫の効果が高い有効なワクチンです。日本では過去の副作用の社会問題などの影響から、いまだ任意接種のワクチンであるため、ワクチン接種率は40%しかありませんが、接種率が上がればおたふく風邪の流行も起きにくくなります。女性や無料接種している自治体も増えてきています。

先ほど部長がおっしゃったように、医師からも国への声も多く上がっていて、今検討されています。おたふく風邪は様々な症状を呈し、合併症のリスクもあるとお伝えしていま

すように、予防のためにはワクチン接種が極めて有効です。ぜひワクチン接種費用の助成をしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国におきましては、任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定期接種化を行っており、自治体の予防接種における財政的負担は増加しております。

今後、国の動向を注視し、実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては、接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。していただきたいですが、次の質問に行きます。

インフルエンザワクチン接種の助成について、新型コロナウイルス対策が強化されていてことでインフルエンザの流行は起こっていなかつたようですが、今はコロナ前の生活に戻ってきたこともあり、インフルエンザの流行や集団感染が確認されるようになってきたと言われています。学校閉鎖や学級閉鎖も起きているようです。

インフルエンザは子どもがかかると重症化するリスクがあり、感染対策が緩和されている人と接する機会が増えてきた今こそ、感染しないため、あるいは重症化しないためにもインフルエンザワクチンの接種ができるよう、ワクチン接種の助成をしていただきたいです。接種費用が高く、打つのをやめてしまう保護者もおられます。以前から要望していますように、インフルエンザワクチン接種の助成をぜひしていただきたいです。忠岡町でも子育て支援にも力を入れてやっていかれる中で、大切な支援だと思います。高齢者に支援されているように、併せて支援をしていただきたいですが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

インフルエンザワクチン接種については、厚生労働省における考え方は、子どもの予防

接種の有効性には限界があり、希望する場合には任意の接種として推奨することが現時点では適切な方向であると結論が出されております。

現在、国におきましては、任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定期接種化を行っており、自治体の予防接種における財政負担は増加しております。

今後、国の動向を注視し、実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。3月1日から本日7日までは子どもの予防接種週間です。予防接種の安全確保は大前提ではありますが、我が党は各地域でも訴えております。我が家でも子どもを守るためにも、本来は無償でとお願いしたいところですが、まずは助成からでもしていただきたいと思います。前向きに検討をよろしくお願ひいたします。

次に、子育て支援アプリについて質問させていただきます。

お子さんをお持ちの方に向けて、新たにスマートフォンで子育て支援アプリを導入し、予防接種の日程管理、医療、健診や子どもの施設に係る情報を一人一人の子どもに応じて適時提供していくと言われております。お忙しい親御さんにとって便利になっていくことはいいことだと思います。さらに使えることはありますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

少子化、核家族化による地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、就労環境の多様化、インターネットの普及等により子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。そこで、子育てに関する情報をより身近に分かりやすく提供するため、母子保健や子育て支援に特化したスマートフォンアプリを提供し、地域の子育て情報がより簡便に取得できる環境を整備するものでございます。また、多言語機能が付随しており、外国籍のご家庭にも幅広く対応していただくことが可能となっております。

さらに、乳幼児健康診査の記録や成長の記録ができる母子健康手帳の補助機能のほか、予防接種のスケジューリング機能もあり、未受診を防ぐ目的としても活用できるものとなっております。

イベント等の子育て情報やタイムリーで発信できる機能を有しております。夏頃までには運用できるように準備を行い、ご利用できるようになりましたら母子健康手帳交付時にアプリの紹介を行い、広報、ホームページ等においても周知を行い、多くの方にご利用いただきたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。便利に使えるということは本当にいいことだと思います。そして、このアプリはこども園の申込み等にも活用できるんでしょうか。こども家庭庁は、保育所手続をスマートフォンで入園申請ができるようオンライン化を進めると言われています。親が保育所を探すことへの負担を軽減するため民間アプリを活用し、見学予約や入園申請など一連の手続をオンライン化する。アプリに登録すれば紙の申請書が不要になり、スマートフォンで手続が完了できるようになる。早ければ2025年10月頃までに仕組みを整備し、希望する自治体が順次できるようにする、とあります。

自治体独自で導入しているところもありますが、忠岡町ではまだですので、国が進めていくというときに希望して取り入れていただきたいと思います。育児の負担軽減策として子育て世帯からの期待が高い、親の働き方を問わず保育所などを利用できる子ども誰でも通園制度、仮称ですが、などの申込み等もできるように、便利な子育てアプリを有効に活用できるようにしていけるよう取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国の子育て支援アプリの情報につきましては、まだ市町村に届いておりませんので、詳細は不明でございますが、どのように活用できるかなどについて関心を持ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

よろしくお願ひします。子育てアプリが使い勝手がよく利用しやすいように進めていくのをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後にタブレットについて、あすなろ未来塾でもタブレット機器を活用していくとのことです、「不登校や欠席者も授業に参加できるようタブレット活用をしてほしい」との

お声がありますが、以前にも親御さんのお声を頂き、要望させていただきましたが、家庭訪問をし、プリントをお渡ししているということでしたが、授業に参加できるようにしてほしいというのが親御さんやお子さんの声です。学校に行きたくても行けないお子さんのためにも、タブレットを活用していただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの1人1台端末をあすなろ未来塾で活用する予定はございません。しかしながら、現在、学校の管理下である小・中学校での授業等や指導員を配置している忠岡町適応指導教室、ソレイユでの自学自習のツールとして活用しているところでございます。

不登校を初めとした長期欠席者につきましては家庭訪問をし、学校の自学自習用の教材を届け、できるだけ児童・生徒や保護者と顔を合わせ、関係を断つことがないよう対応しております。

なお、登校ができるようになった際には、その間の補習等を実施しております。現在、不登校を初めとした長期欠席者に対し、1人1台端末の貸与は行っておりません。なお、体調不良等で欠席された場合には、先ほど申し上げたとおり個別対応を行っております。

議員お尋ねの1人1台端末を活用したオンライン授業につきましては、コロナ禍の長期臨時休業の際には、学びを止めないという観点から先行的に実施した市町村もございました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染症の拡大が一定落ち着き、学校での対面授業が再開される中、オンラインで同時に授業を配信することは教員の負担が非常に大きいことから、現在も引き続き実施している市町村は減っているところです。

なお、不登校を初めとした長期欠席者への1人1台端末の貸与につきましては、家庭での自学自習による学習補助等、今後近隣市町村の状況も含め、活用方法について調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

不登校対策でも誰1人取り残されない学びを保障されなければいけないと言われておりますので、またタブレット活用とかもしていっていただきたいなというふうに思っております。ほかにもいろいろ対策はしていただいてるように思いますが、親御さんの中には授業に参加させたいとの思いが強いように思います。タブレット端末の活用にもしっかりとまた取り組んでいただき、教職員さんの人数の分とか費用の分とかいろいろあるかもしれません

ないんですけども、また一人一人を守っていくためにもまたそういう対応もしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。次回の会議は3月22日（金）午前10時より開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

議員各位にお伝えいたします。連絡事項がございますので、委員会室に集合していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

（「午後3時25分」散会）